

スリランカ
知的財産法

1980 年法律 No. 30, 1983 年法律 No. 2, 1990 年法律 No. 17, 1997 年法律 No. 13, 2000 年法律
No. 40 及び 2003 年法律 No. 36 により改正された 1979 年法律 No. 52

目次

第 1 条 簡略名称

第 I 部 運営

第 2 条 長官の任命及び権限

第 3 条 局長及び副局長

第 4 条 庁及び登録簿の維持

第 II 部 (著作権：省略)

第 III 部

第 III 章 意匠 [この部の範囲及び定義]

第 28 条 保護の条件

第 29 条 この部の範囲

第 30 条 意匠の定義

第 31 条 新規性の定義

第 IV 章 意匠の保護を受ける権利

第 32 条 意匠の所有権及び保護を受ける権利

第 33 条 意匠

第 34 条 従業者により創作された意匠の使用者への帰属

第 35 条 意匠創作者の記名

第 V 章 意匠の出願要件及び登録手続

第 36 条 出願要件

第 37 条 優先権

第 38 条 出願手数料

第 39 条 出願審査

第 40 条 登録

第 41 条 登録証明書の交付

第 42 条 意匠登録簿

第 43 条 登録簿の閲覧及び認証謄本

第 44 条 登録意匠の公告

第 VI 章 意匠登録の存続期間

第 45 条 登録の存続期間

第 46 条 更新

第 VII 章 意匠の登録所有者の権利

第 47 条 意匠の登録所有者の権利

第 48 条 登録所有者の権利の制限

第 VIII 章 意匠登録出願及び意匠登録の譲渡及び移転

第 49 条 出願及び登録の譲渡及び移転

第 50 条 出願及び登録の共有

第 IX 章 意匠のライセンス契約

第 51 条 解釈

第 52 条 ライセンス契約の様式及び登録

第 53 条 実施権者の権利

第 54 条 実施許諾者の権利

第 55 条 ライセンス契約における無効条項

第 56 条 ライセンス契約の登録が無効とされることの効果

第 57 条 ライセンス契約の満了，解除又は無効

第 58 条 国外への支払を伴うライセンス契約

第 X 章 意匠登録の放棄及び無効

第 59 条 登録の放棄

第 60 条 登録の無効

第 61 条 無効の効力発生日及び効果

第 IV 部

第 XI 章 定義

第 62 条 発明の定義

第 63 条 特許を受けることができる発明

第 64 条 新規性

第 65 条 進歩性

第 66 条 発明の産業上の利用

第 XII 章 特許を受ける権利

第 67 条 特許を受ける権利

第 68 条 窃取の場合の特許出願又は特許の裁判所による譲渡

第 69 条 従業者により又は委託に基づいてなされた発明

第 70 条 発明者の記名

第 XIII 章 出願要件及び特許付与に係る手続

- 第 71 条 出願要件
- 第 72 条 出願手数料
- 第 73 条 調査報告
- 第 74 条 発明の単一性
- 第 75 条 出願の補正及び分割
- 第 76 条 優先権
- 第 77 条 出願日
- 第 78 条 出願等の審査
- 第 79 条 特許の付与
- 第 80 条 特許登録簿
- 第 81 条 登録簿の閲覧及び認証謄本
- 第 82 条 ファイルの閲覧

第 XIV 章 特許の存続期間

- 第 83 条 特許の存続期間

第 XV 章 特許所有者の権利

- 第 84 条 特許所有者の権利
- 第 85 条 侵害者とされる者の挙証責任
- 第 86 条 所有者の権利の制限
- 第 87 条 先の製造又は使用から生じる権利

第 XVI 章 特許出願及び特許の譲渡及び移転

- 第 88 条 特許出願及び特許の譲渡及び移転
- 第 89 条 特許出願又は特許の共有

第 XVII 章 ライセンス契約

- 第 90 条 解釈
- 第 91 条 ライセンス契約の様式及び登録
- 第 92 条 実施権者の権利
- 第 93 条 実施許諾者の権利
- 第 94 条 ライセンス契約における無効条項
- 第 95 条 特許が付与されなかった出願又は無効を宣言された特許の効果
- 第 96 条 ライセンス契約の満了、解除又は無効の記録
- 第 97 条 国外への支払を伴うライセンス契約

第 XVIII 章 特許の権利放棄及び無効

- 第 98 条 特許の権利放棄
- 第 99 条 特許の無効
- 第 100 条 無効の効力発生日及び効果

第V部

第XIX章 標章及び商号

第101条 定義

第XX章 標章の認容可能性

第102条 標章の認容可能性

第103条 客観的理由により認容されない標章

第104条 第三者の権利を理由として認容されない標章

第105条 信託の不登録

第XXI章 出願要件及び登録手続

第106条 出願要件

第107条 優先権

第108条 国際博覧会で展示された標章の仮保護

第109条 出願手数料

第110条 方式に関する出願審査

第111条 標章の更なる審査及び公告の後の標章登録

第112条 登録の未了

第113条 標章登録簿及び証明書の交付

第114条 登録標章の公告

第115条 登録簿の閲覧及び認証謄本

第116条 連合標章

第117条 連合標章の譲渡及び使用

第XXII章 標章登録の存続期間

第118条 登録の存続期間

第119条 更新

第120条 登録標章の変更

第XXIII章 標章の登録所有者の権利

第121条 登録所有者の権利

第122条 登録所有者の権利の制限

第XXIV章 標章の出願及び登録の譲渡及び移転

第123条 出願及び登録の譲渡及び移転

第XXV章 ライセンス契約

第124条 解釈

第125条 ライセンス契約の様式及び登録

第126条 使用権者の権利

- 第 127 条 使用許諾者の権利
- 第 128 条 ライセンス契約及び一定の条項の無効
- 第 129 条 ライセンス契約の取消
- 第 130 条 国外への支払を伴うライセンス契約
- 第 131 条 ライセンス契約に関する登録の無効の効果
- 第 132 条 ライセンス契約の満了，解除又は無効

第 XXVI 章 標章登録の放棄及び無効

- 第 133 条 登録の放棄
- 第 134 条 登録の無効
- 第 135 条 無効の効力発生日及び効果

第 XXVII 章 標章の抹消

- 第 136 条 標章の抹消
- 第 137 条 標章抹消の効力発生日及び効果

第 XXVIII 章 団体標章

- 第 138 条 団体標章
- 第 139 条 団体標章の登録出願
- 第 140 条 団体標章の登録及び公告
- 第 141 条 団体標章の使用を規制する条件の変更

第 XXIX 章 証明標章

- 第 142 条 証明標章

第 VI 部

第 XXX 章 商号

- 第 143 条 禁止商号
- 第 144 条 商号の保護
- 第 145 条 商号の譲渡及び移転

第 VII 部

第 XXXI 章 集積回路の配置設計

- 第 146 条 保護を受ける権利
- 第 147 条 独創性
- 第 148 条 保護の範囲
- 第 149 条 保護の開始及び存続期間
- 第 150 条 出願要件
- 第 151 条 配置設計の登録簿への登録

- 第 152 条 移転を受ける権利及び登録簿の更正
- 第 153 条 所有権の変更及び契約ライセンス
- 第 154 条 配置設計の登録の取消
- 第 155 条 代理人による代理
- 第 156 条 侵害
- 第 157 条 違法行為
- 第 158 条 本法の一定の規定の適用
- 第 159 条 解釈

第 VIII 部

- 第 XXXII 章 不正競争及び非開示情報
- 第 160 条 不正競争及び非開示情報

第 IX 部

- 第 XXXIII 章 地理的表示
- 第 161 条 地理的表示の保護

第 X 部

- 第 XXXIV 章 諮問委員会の構成及び権限
- 第 162 条 諮問委員会の任命等

第 XI 部

- 第 XXXV 章 長官及び裁判所への申請及び手続
- 第 163 条 登録簿の訂正及び更正
- 第 164 条 登録簿の損傷した分冊の写しを作成し、復元された頁を作成し挿入する権限
- 第 165 条 長官の証明書による証拠
- 第 166 条 認証謄本による証拠
- 第 167 条 立証方法
- 第 168 条 長官による裁量権の行使
- 第 169 条 長官に対する法務総裁の助力
- 第 170 条 侵害及び救済
- 第 171 条 実施権者(使用権者)による又はその請求に基づく侵害訴訟
- 第 172 条 不侵害の宣言
- 第 173 条 上訴
- 第 174 条 長官及び裁判所への手続の費用

第 XXXVI 章 登録代理人

第 175 条 登録代理人

第 XXXVII 章 基金

第 176 条 基金

第 XXXVIII 章 違法行為及び刑罰

第 177 条 登録簿の登録事項に関する虚偽

第 178 条 著作権の侵害

第 179 条 意匠の侵害

第 180 条 意匠に関する虚偽表示

第 181 条 特許の侵害

第 182 条 特許に関する虚偽表示

第 183 条 特許に関する情報の不法開示

第 184 条 標章の侵害

第 185 条 標章に関する虚偽表示

第 186 条 標識及び取引表示に関するその他の違法行為

第 187 条 法人による違法行為

第 188 条 解釈

第 189 条 虚偽の名称又はイニシャル

第 190 条 標章の偽造

第 191 条 虚偽の宣言による違法行為

第 192 条 標章及び表示の使用

第 193 条 通常の業務過程に雇用される一定の者についての除外規定

第 194 条 訴答における標章の記述方法

第 195 条 証拠についての規則

第 196 条 共犯の処罰

第 197 条 搜索令状

第 198 条 防御及び訴追の費用

第 199 条 虚偽の取引表示に関する規定が適用されない場合

第 200 条 留保規定

第 201 条 裁判管轄権が及び、かつ、保釈が可能な違法行為

第 202 条 訴追についての制限

第 203 条 標章を付した商品の販売に関する黙示的保証

第 XXXIX 章 規則

第 204 条 規則

第 XL 章 1996 年州高等裁判所(特別規定)法 No. 10 の改正

第 205 条 1996 年法律 No. 10 の改正

第 XLI 章 税関布告の改正

第 206 条 税関布告第 101 条(第 235 章)の改正

第 207 条 税関布告への新条の挿入

第 XLII 章 廃止及び留保規定

第 208 条 廃止及び留保規定

第 209 条 意匠の留保規定

第 210 条 特許の留保規定

第 211 条 標章の留保規定

第 XLIII 章 解釈

第 212 条 解釈

第 213 条 不一致がある場合におけるシンハラ語版の優先

第1条 簡略名称

本法は、2003年知的財産法 No. 36として引用することができる。

第I部 運営

第2条 長官の任命及び権限

- (1) スリランカ知的所有権長官である者又は当該長官としての役割を務める者(以下「長官」という)を置く。
- (2) 長官は,
 - (a) 本法規定の実施について、意匠、特許、標章及び本法によって規定されるその他の事項の登録及び運営の管理及び指揮について、並びに本法の規定の実施のために任命され又は当該実施に従事する全ての者の監督及び管理について権限を有し、かつ
 - (b) 博覧会、競技会、研究会及び刊行を組織し、第II部に基づく著作権及び著作隣接権を保護し運営するための団体又は協会の設立及び適正な機能を促進し助長することにより、著作権及び著作隣接権を含む知的所有権の問題についての全国民の意識を高め、助長する上で必要な全ての措置を講じる。
- (3) 長官は、知的所有権問題に関する政府の全般的政策及び当該政策に関して大臣が出す一般的な又は特別の指示に従う。

第3条 局長及び副局長

- (1) 本法の規定の適正な実施及び運営のために、知的所有権局長及び副局長である者又はこれらの者としての役割を務める1又は複数の者を随時任命することができる。
- (2) 前記のとおり任命された者は、局長又は副局長に明示的に付与され又は課された権限、責務又は職能を行使、遂行及び履行することができ、また、大臣の指示に従い、かつ、長官の承認及び管理の下で、本法により又は本法に基づいて長官に付与され又は課された権限、責務又は職能を行使、遂行及び履行することができる。
- (3) 本法の適用上必要な他の幹部職員及び職員を任命するものとする。

第4条 庁及び登録簿の維持

- (1) スリランカ国家知的所有権庁と称する官庁(以下「庁」という)を置く。当該官庁を、意匠、特許、標章及び本法に規定するその他の事項の登録及び運営についてのスリランカにおける唯一の官庁とする。
- (2) 本法の規定に基づき備え置き、維持することが要求される全ての登録簿は、長官の監督の下に、庁において備え置き、維持するものとし、当該登録簿は、意匠、特許、標章及び本法に規定するその他の事項に関する登録についてのスリランカにおける唯一の法的に承認された登録簿とする。

第 II 部 (著作權：省略)

第 III 部

第 III 章 意匠 [この部の範囲及び定義]

第 28 条 保護の条件

この部に基づいて付与される意匠の保護は、他の制定法、特に第 II 部に基づいて付与されるその他の保護に追加されるものであり、これらを除外するものではない。

第 29 条 この部の範囲

この部に基づいて付与される保護は次のとおりとする。

- (a) 新規の意匠にのみ適用される。
- (b) 中傷的な意匠から成るか若しくは公序良俗若しくは公共の利益に反するか、又は長官若しくは当該事項が付託された裁判所の意見では何れかの共同体の宗教的若しくは人種的感情を害する虞がある意匠には適用されない。

第 30 条 意匠の定義

この部の適用上、工業又は手工芸の製品に特別の外観を与え、かつ、工業又は手工芸の製品の模様としての役割を果たすことができる線若しくは色彩の組合せ又は立体(線若しくは色彩と結合しているか否かを問わない)は、意匠とみなされる。

ただし、技術的成果を得ることのみに役立つ意匠の如何なる要素も、この部に基づいては保護されない。

第 31 条 新規性の定義

(1) この部の適用上、新規な意匠とは、当該意匠についての登録出願日前に又は出願について有効に主張されている優先日前に、世界の如何なる場所においても、また、如何なる時においても、説明、使用又はその他の方法によって公衆の利用に供されていなかった意匠をいう。

(2) 意匠は、その登録出願に先立つ 6 月の期間内にそれが公式又は公認の国際博覧会に展示されたという事実のみを理由としては、公衆の利用に供されていたとみなされない。

(3) 意匠は、それが些細な点において先の意匠と異なるという事実、又はそれが先の意匠を具体化する製品と異なる種類の製品に関わっているという事実のみを理由としては、新規の意匠と認められない。

第 IV 章 意匠の保護を受ける権利

第 32 条 意匠の所有権及び保護を受ける権利

(1) 意匠についての保護を受ける権利は、その意匠の所有者に属する。

(2) 第 34 条の規定に従うことを条件として、意匠の所有者又はその権原承継人は、意匠創作者である。

(3) 2 以上の者が共同して意匠を創作した場合は、保護を受ける権利は、それらの者に共同で帰属する。

ただし、意匠の創作を単に補助したのみであって、創造的性格の貢献をしなかった者は、当該意匠の創作者又は共同創作者であるとはみなされない。

(4) 第 33 条及び第 34 条の規定に従うことを条件として、最初に意匠登録出願をした者又は自己の出願について最先の優先権を最初に有効に主張した者は、その意匠の創作者であるとみなされる。

第 33 条 意匠

(1) 意匠の本質的な要素が、保護を受ける権利が他人に属している登録出願の対象である場合、又は当該意匠の本質的な要素が、保護を受ける権利が他人に属している意匠から得られたものである場合は、当該他人は、長官に対し、書面により、前記の出願又は登録が自己に譲渡されるべき旨を申請することができる。

(2) 譲渡の申請は、所定の手数料及び申請人の主張を立証する証拠を添えて送付しなければならない。既に登録がなされている場合は、(1)に基づく申請は、第 44 条に基づく登録の公告の日から 1 年以内に行わなければならない。

(3) 長官は、直ちに当該譲渡申請の写しを登録出願人又は意匠の登録所有者に送付するものとし、出願人又は登録所有者は、当該通知の日から 3 月以内に、所定の方式による答弁書を所定の手数料及び自己の主張を立証する証拠と共に長官に送付しなければならない。

(4) 出願人又は登録所有者が(3)にいう答弁書を送付した場合は、長官は、当事者を聴聞した後、必要と認めるときは、迅速に、出願又は登録が譲渡されるべきであるか否か、及び該当する場合は登録簿が訂正されるべきであるか否かを決定する。出願人又は登録所有者が(3)に規定するとおり 3 月の期間内に答弁書を送付しなかった場合は、長官は、(1)にいう申請を認めるものとする。

(5) 意匠の登録出願がなされた後、保護を受ける権利を有する者が当該出願に同意を与えた場合は、当該同意は、事実上当該出願の日から有効であったものとみなされる。

第 34 条 従業者により創作された意匠の使用者への帰属

(1) 雇用契約又は業務遂行契約に別段の規定がない場合は、当該契約の履行又は当該業務の遂行中に創作された意匠の所有権は、該当する事情に応じ、使用者又は当該業務を委託した者に帰属するものとみなす。

ただし、前記の意匠が、該当する事情に応じ、雇用契約又は業務遂行契約を締結した時点で当事者が合理的に予測することができたよりも遥かに大きな経済的価値を獲得した場合において、当事者間に合意が存在していないときは、その創作者は、裁判所に対して創作者が行う申請に基づいて裁判所が定める公正な報酬を受ける権原を有する。

(2) 雇用契約上、創作的活動に従事することを要求されていない従業者が、使用者から利用を委ねられているデータ又は手段を使用して、使用者の事業分野における意匠を創作した場合において、雇用契約に別段の規定がないときは、その意匠の所有権は使用者に帰属するものとみなす。

ただし、その従業者は公正な報酬を受ける権原を有するものとし、当該報酬の額は、当事者間に合意が存在しない場合は、裁判所が、その従業者が行う申請に基づいて、同人の給与、当該意匠の経済的価値及び使用者が当該意匠から得る利益を考慮して定める。

(3) (1)及び(2)により意匠創作者に与えられる権利は、契約によって制限してはならない。

第 35 条 意匠創作者の記名

- (1) 意匠創作者は、登録において、意匠創作者として記名される。ただし、創作者又は創作者によりその旨を書面で授権された者が署名し、長官に提出した書面による宣言によって、登録に自己の名称が使用されることを差し控える意思を表示するときは、この限りでない。
- (2) (1)の規定は、如何なる契約に基づく条件によっても、変更することができない。

第 V 章 意匠の出願要件及び登録手続

第 36 条 出願要件

- (1) 意匠登録出願は、所定の様式によって長官に対して行うものとし、所定の手数料を添え、かつ、次の事項を含んでいなければならない。
 - (a) 意匠の登録を求める願書
 - (b) 出願人の名称、宛先及び説明並びに出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先
 - (c) 意匠を具体化している物品の見本、又はその意匠の写真又は図的表示の写しであって、色彩付き意匠の場合は色彩を付したもの、又はその意匠の図面及びトレーシング
 - (d) 意匠の使用予定対象である製品の種類の表示及び規則によって類についての規定がある場合はその製品が属する類の表示
 - (e) 当該意匠が、出願人が知る限りにおいて新規のものである旨の出願人による宣言
- (2) 登録出願には、意匠創作者が署名した宣言書であって、創作者の名称及び宛先を記載し、かつ、これらが登録において表示されることを請求する旨のものを添付することができる。
- (3) 出願人が意匠創作者でない場合は、出願人の登録を受ける権利を正当化する陳述書を出願に添えなければならない。
- (4) 長官は、出願人が意匠創作者でない全ての場合において、(3)にいう陳述書の写しを創作者に送達する。意匠創作者は、その出願を閲覧し、かつ、所定の手数料を納付して、その写しを入手する権利を有する。
- (5) 出願が代理人を通してなされる場合は、その出願には、出願人が代理人に与えた委任状を添えなければならない。

第 37 条 優先権

条約国においてした先の出願の優先権を利用しようとする意匠登録出願人は、当該先の出願の出願日から 6 月以内に、その者の出願に、先の出願の出願日及び出願番号、出願人の名称並びに本人又はその前権利者が先の出願をした国の国名を表示した宣言書を付加しなければならない。かつ、スリランカでした当該後の出願の日から 3 月以内に、先の出願がされた国の該当局が正しいものとして認証した、先の出願の写しを提出しなければならない。

第 38 条 出願手数料

意匠登録出願は、所定の手数料が既に長官に納付されていない限り、受理してはならない。

第 39 条 出願審査

- (1) 長官は、出願人が第 36 条、第 37 条(該当する場合)及び第 38 条の規定に従っているか否

かを審査する。

(2) 出願人が第 36 条及び第 37 条の規定に従っていない場合は、長官は、その意匠の登録を拒絶する。

ただし、長官は、先ず出願人にその出願中の欠陥について通知し、その通知の受領日から 3 月以内に当該欠陥を是正する機会を与える。

(3) 出願人が第 37 条の規定に従っていない場合は、長官は、その意匠の登録に関連しては、主張されている優先権を考慮しない。

(4) 出願人が第 37 条の規定に従っている場合は、長官は、その意匠の登録に関連して、主張されている優先権を記録する。

(5) 長官は、意匠登録を拒絶した場合は、当該拒絶の理由を述べ、かつ、所定の手数料の納付があったときは、自己の決定の理由を出願人に通知する。

第 40 条 登録

(1) 出願人が第 36 条及び第 38 条の規定に従っている場合は、長官は、第 29 条の規定に関して当該意匠を審査する。

(2) 意匠が第 29 条に基づいて登録可能でない場合は、長官は、その旨を出願人に通知し、登録拒絶の理由を述べる。

(3) 長官が意匠登録出願を拒絶した場合は、出願人は、(2)にいう通知の日から 1 月以内に、当該拒絶事項に関して書面による申立を長官に対して行うことができる。

(4) 長官は、(3)に要求されているとおりの申立を受領したときは、当該出願人を聴聞することとし、聴聞の日時を出願人に知らせることができる。

長官は、聴聞の後、その意匠を登録するか又はその意匠の登録を拒絶する。

(5) (a) (1), (2), (3)及び(4)の規定に拘らず、意匠の本質的な要素が、登録出願の対象である意匠であって既に登録されているものから派生していると長官が認めた場合は、長官は、その旨を出願人に通知し、かつ、当該意匠が前記のように派生したものではないことを証明するよう出願人に要求するものとし、要求の写しを前記の登録意匠の所有者に送付する。

(b) 出願人は、当該通知の日から 3 月以内に、所定の手数料を添えて申立書を長官に提出することができる。前記の登録意匠の所有者も、同期間内に、自己の意見を書面により提出することができる。

(c) 前記の書面による申立及び意見を受領したときは、長官は、必要と認めた場合に当事者を聴聞した後、直ちに、当該意匠を登録すべきか否かを決定する。

(d) 出願人が(b)に要求されているとおりの書面による申立を提出しなかった場合は、長官は、記載する理由により当該意匠登録出願を拒絶するものとし、かつ、出願人が請求する場合において、出願人による所定の手数料の納付があったときは、その決定の理由を書面により出願人に知らせる。

(6) 長官は、意匠が登録可能であると考えた場合は、出願人に対し、1 月以内に所定の出願公告手数料を納付するよう要求することができる。

(7) 出願公告手数料が所定の期間内に納付されなかった場合は、当該意匠の登録は拒絶される。

(8) (a) 公告手数料が所定の期間内に納付された場合は、長官は、出願日、出願番号、出願人の名称及び宛先、並びに出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける

郵便送達宛先，主張されている優先権，意匠の説明，並びに意匠の種類及び類を記載した出願の公告の手続を取る。

(b) (6)，(7)及び(8) (a)の規定に拘らず，長官は，自己の裁量において，出願人に対し，(8) (a)の規定に基づき，かつ，長官が指示する様式で出願を公告するよう，書面による通知により要求することができる。出願人が，前記の長官の通知から2月以内に長官から要求されたとこおり出願の公告をしなかったか又はこれを無視した場合は，出願を拒絶することができる。(9) 意匠が第29条にいう1又は複数の理由により登録可能でないと考える者は何人も，公告の日から2月以内に，当該登録に対する所定の様式による異議申立の通知に異議申立の理由を記載し，当該理由を立証する証拠を添えて，所定の手数料と共に長官に提出することができる。

(10) 長官が(9)に定める期間内に異議申立の通知を受領しなかった場合は，長官は，当該意匠を登録する。

(11) 長官が(9)に定める期間内に所定の様式による異議申立の通知を所定の手数料と共に受領した場合は，長官は，当該異議申立の理由の写しを出願人に送達し，かつ，出願人に対し，当該理由に関する意見書を，その出願を支持する証拠を添えて1月以内に提出するよう要求する。

(12) 長官は，出願人の意見書を受領したときは，全ての事情を考慮して必要と認めた場合に当事者を聴聞した後，迅速に，当該意匠を登録することができるか否かを決定する。当該意匠が登録可能であると決定した場合は，長官は，それに応じて，次のときに当該意匠を登録する。

(a) 長官の決定に対する上訴が提起されなかった場合は，決定に対して上訴を提起できる期間が満了したとき

(b) 長官の決定に対する上訴が提起された場合は，当該上訴が棄却されたとき

(13) 長官は，本条に基づいて行為がなされるべき又は手数料が納付されるべき所定の期間の合理的な延長を認めることができる。

第41条 登録証明書の交付

長官は，意匠が登録されたときは，その登録所有者に登録証明書を交付するものとし，また，登録所有者から請求があったときは，当該証明書を登録所有者に対して書留郵便により，最後に記録されているスリランカにおける郵便宛先，又は登録所有者がスリランカ以外に居住している場合は，最後に記録されている郵便宛先に送付する。

第42条 意匠登録簿

(1) 長官は，「意匠登録簿」という名称の登録簿を備えて維持し，その登録簿には，登録の順序に従って，全ての登録意匠，及びこの部の規定によって記録することが許可若しくは指示されるか又は随時規定される，意匠に関するその他の明細を記録する。

(2) 意匠登録には，意匠の表示を含めるものとし，かつ，次の事項を記載する。すなわち，登録番号，登録所有者の名称及び宛先，並びに登録所有者がスリランカ以外に居住している場合は，スリランカにおける郵便送達宛先。出願日及び登録日。優先権が有効に主張されているときは，その事実の表示，並びに優先権主張の基礎とされている出願の出願番号，出願日及び出願国。第36条(1) (d)にいう製品の種類及び類，並びに意匠創作者が自己の名称が登

録において創作者として表示されることを請求している場合は、当該創作者の名称及び宛先。

第 43 条 登録簿の閲覧及び認証謄本

何人も登録簿を閲覧することができ、また、所定の手数料を納付して、その認証抄本を取得することができる。

第 44 条 登録意匠の公告

長官は、全ての登録意匠をその登録の順序に従い、所定の様式で官報に公告させるものとし、この公告には、公告される各意匠に関し、所定の明細への言及を含める。

第 VI 章 意匠登録の存続期間

第 45 条 登録の存続期間

この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、意匠登録は、登録出願の受領日から 5 年が経過したときに満了する。

第 46 条 更新

(1) 意匠登録は、その旨の申請に基づき、かつ、所定の手数料を納付することにより、連続 5 年の期間を単位として 2 回更新することができる。

(2) 更新手数料は、登録の存続期間の満了日に先立つ 6 月以内に納付しなければならない。ただし、前記期間の満了日後における手数料の納付については、所定の割増手数料を納付することを条件として、6 月の猶予期間が認められる。

(3) 長官は、意匠登録更新の全てを登録簿に記録するものとし、かつ、所定の様式により官報において公告させる。

(4) 更新手数料が(2)に定める期間又はその延長期間内に納付されなかった場合は、長官は、その意匠に係る登録を登録簿から抹消する。

第 VII 章 意匠の登録所有者の権利

第 47 条 意匠の登録所有者の権利

(1) 意匠の登録所有者は、この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、その意匠に関し、次の事項についての排他権を有する。

(a) 製品の製造において、意匠を複製すること及び具体化すること

(b) 意匠を具体化した製品を輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用すること

(c) 意匠を具体化した製品について販売の申出をし、販売し又は使用する目的で、これを貯蔵すること

(d) 意匠の登録を譲渡すること又は移転すること

(e) ライセンス契約を締結すること

(2) 何人も、意匠の登録所有者からの同意がない場合は、(1)にいう行為をしてはならない。

(3) (1)にいう行為が権限のない者によってなされたときは、その行為は、登録意匠の複製が登録意匠と些細な点に関して異なっているという事実又は登録意匠の複製が登録意匠を具体

化する製品と異なる種類の製品において具体化されているという事実のみによっては、合法的なものとはならない。

第 48 条 登録所有者の権利の制限

第 47 条(1)の規定は、

- (1) 工業又は商業目的でなされる行為のみを対象とするものとし、
- (2) 第三者が、登録意匠を具体化した製品がスリランカにおいて適法に製造され、輸入され、販売の申出がされ、販売され、使用され又は貯蔵された後に、その製品に関して、前記の行為を実行することを排除するものではない。

第 VIII 章 意匠登録出願及び意匠登録の譲渡及び移転

第 49 条 出願及び登録の譲渡及び移転

- (1) 意匠に係る登録出願又は登録は、譲渡又は移転することができるものとし、当該譲渡又は移転は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。
- (2) 譲渡又は移転によって意匠の登録出願又は登録に係る権利を取得した者は何人も、当該譲渡又は移転を登録簿に記録するよう、所定の手数料を添えて、所定の方式により長官に申請することができる。
- (3) 当該譲渡又は移転は、所定の手数料が長官に納付されていない限り、登録簿に記録されない。
- (4) 当該譲渡又は移転は、その旨が登録簿に記録されていない限り、第三者に対抗することができない。

第 50 条 出願及び登録の共有

当事者間に別段の合意がない場合は、意匠の登録出願又は登録の共有者は、単独でその出願又は登録についての各人の権利を譲渡し又は移転すること、その意匠を使用すること及び第 47 条(1)(a)から(c)までにいう排他権を行使することができるが、ただし、出願の取下、登録の放棄又はライセンス契約の締結は、共同でのみ行うことができる。

第 IX 章 意匠のライセンス契約

第 51 条 解釈

この部の適用上、ライセンス契約とは、意匠の登録所有者(「実施許諾者」)が他の者又は企業(「実施権者」)に対し、第 47 条(1)(a)、(b)及び(c)にいう行為の何れか又は全部を行うことについてライセンスを許諾する契約をいう。

第 52 条 ライセンス契約の様式及び登録

- (1) ライセンス契約は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。
- (2) 契約当事者又はその代理の者が署名した書面をもって請求があったときは、長官は、所定の手数料の納付に基づいて、当事者が登録を求めその契約についての明細を登録簿に記

録する。

ただし、契約当事者は、前記契約に関する他の明細を開示すること又は登録することを要求されない。

第 53 条 実施権者の権利

ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施権者は、

(a) 第 47 条(1) (a), (b) 及び(c)にいう行為の何れか又は全部を、スリランカにおいて、更新期間を含む意匠登録の有効期間中に行うことができるが、

(b) ライセンス契約に基づく権利を譲渡し若しくは移転する権原、又は第三者にサブライセンスを許諾する権原は有さない。

第 54 条 実施許諾者の権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施許諾者は、同一の意匠に関して別のライセンスを第三者に許諾し、又は第 47 条(1) (a), (b) 及び(c)にいう行為の何れか若しくは全部を自ら実行することができる。

(2) ライセンス契約において、そのライセンスを排他的なものとする旨を規定している場合は、当該契約に別段の明示規定がない限り、実施許諾者は、同一の意匠に関して別のライセンスを第三者に許諾してはならず、又は第 47 条(1) (a), (b) 及び(c)にいう行為の何れも自ら実行し若しくは実行させてはならない。

第 55 条 ライセンス契約における無効条項

ライセンス契約中の如何なる条項又は条件も、この部により意匠の登録所有者に付与される権利に由来しない制限又は当該権利を保護するために必要でない制限を、工業又は商業分野において実施権者に課している限り、無効とする。

ただし、次の事項は、当該制限を構成しているとはみなさない。

(a) 意匠使用の範囲、程度若しくは期間に関する制限、又は意匠を使用することができる地理的区域若しくは製品の品質若しくは数量に関する制限、及び

(b) 意匠登録の有効性を損なう可能性がある全ての行為を差し控えさせるために実施権者に課される義務

第 56 条 ライセンス契約の登録が無効とされることの効果

ライセンス契約の期間満了前に、その登録が無効と宣言された場合は、実施権者は、ライセンス契約に基づく実施許諾者への如何なる支払も要求されず、また、既に行った支払の払戻を受ける権原を有する。

ただし、実施許諾者が、全ての事情、特に実施権者がそのライセンスによって実際に利益を得ているか否かを考慮した上で、前記の払戻が不当であることを証明することができるときは、実施許諾者は、払戻を一切要求されないか、又は一部の払戻のみを要求されるものとする。

第 57 条 ライセンス契約の満了、解除又は無効

長官は、次のことを行うものとする。

(1) 長官が、登録されたライセンス契約が満了しているか又は解除されていると認めたときは、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によるその旨の請求に基づいて、その事実を登録簿に記録すること

(2) この部の何れかの規定に基づくライセンス契約の満了、解除又は無効を登録簿に記録すること

第 58 条 国外への支払を伴うライセンス契約

(1) 長官が、ライセンス契約又はその修正若しくは更新が、

(a) ロイヤルティの国外への支払を伴っているため、又は

(b) 当該ライセンス契約に関わる他の事情に起因する理由により、

スリランカの経済発展に有害であると信じる合理的理由を有するときは、長官は、中央銀行総裁に書面をもってその事実を伝達し、かつ、長官が管理している当該事件についての決定に不可欠な事項に関係する全ての書類を中央銀行総裁に送付する。

(2) 中央銀行総裁が(1)に基づく伝達を受け、長官に対し当該ライセンス契約又はその修正若しくは更新がスリランカの経済発展に有害なものである旨を書面により通知した場合は、長官は、登録簿における当該契約の記録を取り消し、無効とする。

(3) 本条の規定を譲渡及び移転に準用する。

(4) この章の規定をサブライセンスに準用する。

第 X 章 意匠登録の放棄及び無効

第 59 条 登録の放棄

(1) 意匠の登録所有者は、本人又はその代理の者が署名した書面での宣言を長官に提出することにより、その登録を放棄することができる。

(2) 長官は、前記の宣言書を受領したときは、それを登録簿に記録し、かつ、その記録を官報において公告させる。

(3) 放棄は、長官が前記の宣言書を受領した日から効力を生じる。

(4) 意匠に関するライセンス契約が登録簿に記録されている場合において、長官は、当該ライセンス契約に別段の規定がない限り、登録されている実施権者又は再実施権者の全員が放棄に同意する旨の署名された宣言書を受領したときを除き、当該放棄を承認又は登録しない。ただし、ライセンス契約において、同意の要件が明示的に放棄されている場合は、この限りでない。

第 60 条 登録の無効

(1) 裁判所は、正当な利害関係を有する者又は長官を含めた管轄当局が提出し、意匠の登録所有者及び登録されている全ての譲受人、実施権者又は再実施権者を当事者とする申請に基づき、次の理由の 1 又は複数を根拠として、その意匠登録が無効である旨を宣言することができる。

(a) 第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定が守られていないこと

ただし、第 29 条(2)にいう無効理由は、それらの理由が裁判所に対して申請を行った日に明白でなかったときは考慮してはならない。

(b) 同一の意匠が，先の出願に基づいて既に登録されているか，又は他国における先の登録を理由としてそのことについての出願の効力により先の優先権が与えられていること

(c) 登録意匠の本質的要素が，第 33 条の意味において，他人の創作から不法に得られていること

(2) (1)に基づく申請が，登録に含まれている複数の意匠を対象としており，かつ，何れかの無効理由が一部の意匠に該当する場合は，裁判所は，当該登録が，無効理由が該当する意匠に関係する限りにおいて，これを無効と宣言する。

第 61 条 無効の効力発生日及び効果

(1) 裁判所が意匠登録の全部又は一部の無効を宣言する最終決定を下したときは，その登録は，該当する事情に応じてその全部又は一部がその登録の日から無効であったものとみなす。

(2) 無効宣言が確定したときは，裁判所書記官は長官に通知するものとし，また，長官は，当該宣言を登録簿に記録し，かつ，官報において公告させる。

第 IV 部

第 XI 章 定義

第 62 条 発明の定義

(1) この部の適用上、「発明」とは、発明者の着想であって、技術の分野における特定の課題を実際に解決することを可能にするものをいう。

(2) 発明は、製品若しくは方法であるか、又はそれらに関連しているものとする。

(3) 次のものは、(1)の意味における発明であっても、特許を受けることができない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 植物、動物及びその他の遺伝子組換え微生物以外の微生物、並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の、植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法
ただし、微生物について付与される特許は、本法の規定に従うものとする。

(c) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯のための計画、規則又は方法

(d) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法
ただし、このような方法において使用される製品は特許を受けることができる。

(e) 核兵器において特別の核物質又は核エネルギーを利用する上で有用な発明

(f) 人間、動物又は植物の生命若しくは健康の保護又は環境に対する重大な不利益の回避を含めた公序良俗を保護するために、その商業的利用をスリランカにおいて阻止することが必要な発明

第 63 条 特許を受けることができる発明

発明は、それが新規なものであり、進歩性を具え、かつ、産業上利用可能であるときは、特許を受けることができる。

第 64 条 新規性

(1) 発明が先行技術によって予測されていない場合は、その発明は新規である。

(2) 先行技術は、次のものによって構成される。

(a) 世界の何れかの場所において書面による公表、口頭による開示、使用その他の方法により、その発明をクレームしている特許出願の出願日前又は該当する場合は優先日前に、公衆に開示されている全てのもの

(b) (a)にいう特許出願より先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有するスリランカにおける特許出願の内容。ただし、当該内容がスリランカにおける特許出願に基づいて付与された特許に含まれていることを条件とする。

(3) (2) (a)による開示は、次の事情がある場合は無視する。

(a) 当該開示が生じたのがその特許出願日前 1 年以内であって、当該開示が出願人又はその前権利者が実行した行為の結果であること

(b) 当該開示が生じたのがその特許出願日前 6 月以内であり、かつ、当該開示が出願人又はその前権利者の権利に対する濫用を理由としているか又はその結果であること

第 65 条 進歩性

発明は、その発明をクレームする特許出願に関連する先行技術を考慮したときに、その進歩性が当該技術に通常の技能を有する者にとって自明でない場合は、進歩性を具えているものとみなす。

第 66 条 発明の産業上の利用

発明は、何れかの種類の産業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

第 XII 章 特許を受ける権利

第 67 条 特許を受ける権利

- (1) 第 68 条の規定に従うことを条件として、特許を受ける権利は発明者に属する。
- (2) 2 以上の者が共同して発明をしたときは、特許を受ける権利はそれらの者に共同で帰属する。
- (3) 2 以上の者が相互に独立して同一の発明をした場合は、その出願が最先の出願日又は優先権が主張されているときは有効に主張されている最先の優先日を有している者が特許を受ける権利を有する。ただし、その出願が取り下げられず、放棄されず又は拒絶されないことを条件とする。

第 68 条 窃取の場合の特許出願又は特許の裁判所による譲渡

特許出願又は特許においてクレームされている発明の本質的要素が、特許を受ける権利が他人に属する発明から不法に得られたものである場合は、当該他人は裁判所に対し、前記の特許出願又は特許が自己に譲渡されるべき旨の命令を出すよう申請することができる。ただし、特許出願がなされた後において、特許を受ける権利の帰属先である者が、前記の特許出願に同意を与えていた場合は、当該同意は、全ての目的について、前記出願の出願日から効力を有していたものとみなす。ただし、前記に加え、裁判所は、特許の付与日から 5 年の期間が満了した後は、特許の当該譲渡を求める申請を受理しない。

第 69 条 従業者により又は委託に基づいてなされた発明

- (1) 雇用契約又は業務遂行契約において別段の規定がない場合は、前記の雇用契約の履行中又は前記の業務の遂行中になされた発明に関する特許を受ける権利は、該当する事情に応じ、使用者又は当該業務を委託した者に生じたものとみなす。ただし、発明が、雇用契約又は業務遂行契約を締結した時に当事者が合理的に予測することができたよりも遥かに大きな経済的価値を獲得した場合において、当事者間に合意が存在していないときは、発明者は、その旨の申請に基づいて裁判所が定める公正な報酬を受ける権原を有する。
- (2) 雇用契約上、発明活動に従事することを要求されていない従業者が、使用者から利用を委ねられているデータ又は手段を使用して、使用者の事業分野における発明をした場合において、雇用契約に別段の規定がないときは、当該発明に関する特許を受ける権利は使用者に

生じたものとみなす。

ただし、従業者は、当事者間に合意が存在していない場合は、裁判所が、その旨の申請に基づいて、従業者の給与、発明の経済的価値、及び使用者が当該発明から得る利益を考慮して定める公正な報酬を受ける権原を有する。

(3) (1)及び(2)に基づいて発明者に与えられる権利は、契約によって制限してはならない。

第70条 発明者の記名

(1) 発明者は、特許において、発明者として記名される。ただし、発明者が、本人又は代理の者が署名し、長官に提出した書面による宣言によって、特許に自己の名称が記載されることを差し控える意思を表示している場合は、この限りでない。

(2) (1)の規定は、如何なる契約に基づく条件によっても、変更してはならない。

第XIII章 出願要件及び特許付与に係る手続

第71条 出願要件

(1) (a) 特許の付与を求める出願は、所定の様式によって長官に対して行うものとし、かつ、次の事項を含んでいなければならない。

(i) 特許の付与を求める願書

(ii) 特許の明細書

(iii) 1又は複数のクレーム

(iv) 必要な場合は、1又は複数の図面

(v) 要約

(vi) 存在する場合は、当該出願においてクレームされている発明と同一の又は本質的に同一の発明に関して出願人が国外でした特許出願(以下「外国出願」という)の日付及び番号

(vii) 出願人又はその前権利者が、当該出願においてクレームされている発明と同一の又は本質的に同一の発明に関して、当該出願がなされる前に、外国で特許を取得していない旨の宣言

(b) (a) (vii)にいう宣言が虚偽のものであることが判明した場合は、裁判所は、何れかの利害関係人又は長官を含めた管轄当局から裁判所になされた申請に基づいて、当該特許を無効であると宣言することができる。特許の登録所有者、譲受人及び実施権者は、前記の申請の当事者となる。

(c) 出願人の通常の居所又は主たる営業所がスリランカ以外にある場合は、出願人はスリランカに居住する代理人によって代理されなければならない。かつ、その名称及び宛先を出願に記載しなければならない。また、出願には、出願人が当該代理人に与えた委任状を添えなければならない。

(d) 出願には、発明者が署名した宣言書であって、その名称及び宛先を記載しており、かつ、自己の名称を特許において発明者として記載するよう請求するものを添えることができる。

(2) (a) 願書には、次の事項を記載しなければならない。

(i) 特許の付与を求める旨の申立

(ii) 発明の名称

(iii) 出願人、発明者、及び存在する場合には代理人に関する名称、宛先、説明及びその他

の所定の情報

(b) 出願人が発明者でない場合は、願書には、出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

(c) 長官は、(b)にいう陳述書の写しを発明者に送付するものとし、発明者は、出願書類を閲覧し、かつ、所定の手数料を納付してその写しを入手する権利を有する。

(3) 明細書は、当該技術に通常の技能を有する者がその発明を評価し、実行するのに十分な程度に明確かつ完全な形でその発明を開示していなければならない。また、特に出願人が知っている、その発明を実行する上での最善の方法を表示していなければならない。

(4) クレームは、明確、簡潔でなければならない。かつ、前記の明細書によって裏付けられていなければならない。

(5) 図面は、発明を理解するために必要な場合に要求される。

(6) クレームの表現が特許によって与えられる保護の範囲及び程度を定めるものとし、明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用することができる。

(7) 要約は、技術情報を提供するためのものであり、特許によって与えられる保護の範囲及び程度を決定又は解釈する目的で使用してはならない。

(8) 特許協力条約に基づきスリランカ以外でなされたスリランカを指定する特許出願は、当該出願人が相応する申請を長官に対して行った場合は、本法に基づいてなされた出願であるものとみなす。

本章の適用上、「特許協力条約」とは、1970年6月19日にワシントンで作成され、随時改正されている特許協力条約をいう。

第72条 出願手数料

特許の付与を求める出願は、所定の手数料が既に長官に納付されていない限り、受理されない。

第73条 調査報告

(1) 各出願人は、所定の種類に合致する調査の報告を所定の期間内に提出しなければならない。報告が英語によるものでないときは、その英語翻訳文を添付しなければならない。

ただし、出願人は、前記の調査の代わりに、長官に対し、その出願を国内の審査員に付託するよう請求することができ、審査員は、明細書及び存在するときは図面を十分に考慮して、クレームに基づいて出願を審査し、かつ、設備が許す限り、関連する先行技術をできる限り多く発見すべく努めた後、関連する先行技術についての報告を、所定の期間内に長官に提出しなければならない。また、当該調査の目的で、国内の審査員は、先行技術に関して自己が利用することができる全ての文献を参照しなければならない。

(2) 出願人は、自己の出願を国内の審査員に付託するよう長官に請求するときは、この旨の申請を所定の手数料と共に長官に送付するものとする。

(3) (a) 出願人は、長官から要請があったときは、本法に基づいて行った出願においてクレームしている発明と同一の又は本質的に同一の発明について自己が国外で行った外国特許出願に関して、次の書類を長官に提出しなければならない。

(i) 外国出願に関して行われた調査又は審査の結果について出願人が受領した通信の写し

(ii) 外国出願に基づいて付与された特許証の写し

(iii) 外国出願を拒絶するか又は外国出願において請求されている特許の付与を拒絶する最終決定の写し

(b) 出願人は、長官から要請があったときは、(a)にいう外国出願に基づいて付与された特許を無効にする最終決定の写しを長官に提出しなければならない。

(4) 本条の適用上、「国内の審査員」とは、長官が特許に関する問題を付託することができる熟練者をいう。

第74条 発明の単一性

出願は、1の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように相互に関連している一群の発明に関わるものでなければならない。

第75条 出願の補正及び分割

(1) 出願人は、出願を補正することができるが、その補正が原出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。

(2) (a) 出願人は、出願を2以上の出願(以下「分割出願」という)に分割することができるが、各分割出願が原出願の開示の範囲を超えないことを条件とする。

(b) 各分割出願は、原出願の出願日又は該当する場合は優先日を享受することができる。

(3) 出願の補正又は出願の分割には、所定の手数料の納付を要する。

第76条 優先権

(1) 出願には、出願人又はその前権利者が前記条約の締約国において又は締約国に関してした1又は複数の先の国内、地域又は国際出願について、同条約に基づく優先権を主張する宣言を含めることができる。

(2) 出願が(1)に基づく宣言を含んでいる場合は、長官は、出願人に対し、先の出願がされた官庁によりその旨を授権された幹部職員によって、又は先の出願が特許協力条約に基づいてされた国際出願であった場合は世界知的所有権機関の国際事務局によりその旨を授権された官庁によって、適正なものとして認証された先の出願の写しを所定の期間内に提出するよう要求することができる。

(3) (1)にいう宣言の効果は、同項にいう条約に規定されているとおりとする。

(4) 本条又はそれに基づいて制定された規則の要件の何れかが遵守されていない場合は、(1)にいう宣言は無効であるものとみなす。

第77条 出願日

(1) 長官は、出願の受領日を出願日として記録する。

ただし、この規定は、出願がその受領の日において次の事項を含んでいることを条件とする。

(a) 出願人の名称及び宛先

(b) 発明者の名称及び宛先、並びに出願人が発明者でない場合は第71条(2)(b)にいう陳述書

(c) 特許の明細書

(d) クレーム

ただし、この規定は、出願の受領時に所定の手数料が既に納付されていることも条件とする。

(2) 長官が出願を受領した時に、(1)の規定が遵守されていないと認めた場合は、長官は、所

要の訂正を提出するよう出願人に要求するものとし、かつ、提出期限は当該要求の日から 3 月以内とする。

(3) 出願人が(2)にいう要求に従った場合は、長官は、要求した訂正の提出日を出願日として記録する。出願人が要求に従わなかった場合は、長官は、出願を無効であるものとして処理する。

(4) 出願が図面に言及している場合において、実際にはその図面が出願に含まれていないときは、長官は、欠落している図面を提出するよう出願人に要求する。

(5) 出願人が(4)にいう要求に従った場合は、長官は、欠落していた図面を受領した日を出願日として記録する。出願人が要求に従わなかった場合は、長官は出願の受領日を出願日として記録し、かつ、前記の図面への言及はなされていないものとする。

(6) 第 71 条(8)に基づいてなされたスリランカを指定する国際出願と共に提出された名称、明細書、図面、要約及びクレームは、本法に基づいて要求される細目に従って作成されたものとみなす。

(7) 第 71 条(8)に基づいてなされ、庁により処理された出願の出願日は、特許協力条約に基づく出願の出願日であるものとみなす。

第 78 条 出願等の審査

(1) 長官は、出願を審査し、次の事項が満たされていることを確認する。

(a) 該当する場合は、第 71 条(1) (b)の要件

(b) 第 71 条(2) (a)の要件

(c) 該当する場合は、第 71 条(2) (b)の要件

(d) 明細書、クレーム及び該当する場合は図面が所定の要件を遵守していること

(e) 出願においてクレームされている発明の本質的要素が、スリランカにおいて既に付与されている特許から不法に得られたものではないこと

(f) 出願が要約を含んでいること

(g) 第 73 条にいう調査報告が提出されていること

(2) 長官は、(1)にいう条件が満たされていないと認めた場合は、所要の訂正を提出するよう出願人に要求するものとし、提出期限は当該要求の日から 3 月とする。出願人が要求に従わなかったときは、(3)の規定に従うことを条件として、その出願は拒絶される。

(3) (2)に基づく要求に応じて訂正が提出されることがなかった場合は、長官は、所定の期間内に所定の手数料が納付されることを条件として、出願に訂正を加えるものとし、所定の期間内に所定の手数料が納付されなかった場合は、その出願を拒絶する。

(4) 長官は、出願においてクレームされている発明の本質的要素がスリランカにおいて既に付与されている特許から不法に得られたものであると認めた場合は、その出願を拒絶する。

(5) 長官は、(2)、(3)及び(4)に基づく決定を出願人に通知するものとし、また、出願を拒絶するために下す決定は、当該拒絶の理由を記載した書面によるものとする。

第 79 条 特許の付与

(1) クレームされている発明の商業利用が法律により禁止されていることを理由として特許の付与が拒絶されることはなく、また、特許が無効とされることはない。ただし、クレームされている発明の商業利用の禁止が、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護を

含む公序良俗の保護，又は環境に対する重大な不利益の回避に必要な場合は，この限りでない。

(2) 出願人が第 78 条(1)の要件を長官が納得するように満たした場合は，長官は，特許を付与し，かつ，直ちに次のことを実行する。

(a) 特許に関する明細を，第 80 条の規定に従って維持することを義務付けられている特許登録簿に記録すること

(b) 出願人に，特許の付与に関する証明書及び調査報告を含む特許書類の写しを交付すること

ただし，出願人が，国際調査報告を提出しないで，第 73 条ただし書に基づいて，出願を国内の審査員に付託するよう長官に請求した場合は，長官は，通知を公告することにより，当該通知の公告の日から 3 月が経過した時に当該出願人に特許を付与する可能性がある旨を公衆に通知する。

(3) 長官は，その後速やかに，特許付与に関する通知を官報において公告させる。

(4) 特許は，長官が(2)(a)の規定に従って措置した日に付与されたものとみなす。

(5) (2)ただし書にいう通知には，出願人の名称及び宛先，また，出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先，発明の明細書，並びに定められるその他の情報を記載しなければならない。

(6) 出願人は，長官から要求があったときは(2)ただし書にいう所定の公告手数料を納付しなければならないが，出願人が当該要求の日から 1 月以内に当該要求を満たさなかった場合は，長官は，当該特許の付与を拒絶する。

第 80 条 特許登録簿

長官は，登録簿(以下「特許登録簿」という)を備えて維持し，その中には，全ての特許を付与の順序に従って記録し，次の事項を明記するものとする。すなわち，特許番号，特許の被付与者の名称及び宛先，また被付与者がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先，出願日及び付与日，特許出願又は特許の所有権についての変更，特許出願の補正又は分割，特許出願又は特許の譲渡又は移転，優先権についての有効な主張，特許についての権利放棄又は取消，また，特許に関してこの部によって登録簿に記録することを許可若しくは指示されているか又は随時規定されるその他の事項

第 81 条 登録簿の閲覧及び認証謄本

何人も登録簿を閲覧することができ，かつ，所定の手数料を納付して，その認証抄本を取得することができる。

第 82 条 ファイルの閲覧

(1) 何人も，特許付与の後，(2)及び(3)に従うことを条件として，特許に関するファイルを閲覧することができ，かつ，所定の手数料を納付して，その認証抄本を取得することができる。

(2) 特許出願に関するファイルは，特許付与前においては，出願人からの書面による許可を得ている場合に限り，閲覧することができる。

ただし，長官は，特許付与前に，何人に対しても次の情報を明らかにすることができる。

- (a) 出願人の名称，宛先及び説明並びに代理人が存在するときは代理人の名称及び宛先
 - (b) 出願番号
 - (c) 出願日及び優先権が主張されている場合は優先日，先の出願の番号，先の出願がされた国の国名，又は先の出願が地域若しくは国際出願であった場合は出願の対象であった国の国名及び出願がなされた官庁の名称
 - (d) 発明の名称
 - (e) 出願の所有権についての変更及び出願に関するファイルに記載されているライセンス契約への言及
- (3) 第 79 条(2)ただし書の規定が適用される場合においては，(1)及び(2)における特許付与への言及は，当該ただし書にいう通知の公告への言及であるものとみなす。
- (4) 庁に雇用されている者は，庁における雇用期間中及び当該雇用が終了した後 1 年間は，特許出願をし若しくは特許の付与を受け，又は方法の如何を問わず特許に関連する何らかの権利を取得し若しくは保有してはならない。

第 XIV 章 特許の存続期間

第 83 条 特許の存続期間

- (1) この部の他の規定に従うことを条件として，かつ，それらの規定を損なうことなく，特許は，その登録出願の出願日から 20 年後に満了する。
- (2) 特許権者が，特許の付与日から第 2 年度の満了時において，特許の効力を維持する意思を有する場合は，特許権者は，特許存続期間中の第 2 年度及びその後の各年度の満了日前 12 月に所定の年次手数料を納付しなければならない。
- ただし，所定の割増手数料を納付することを条件として，前記の満了日から 6 月の納付猶予期間が認められる。
- ただし，特許権者は，所定の年次手数料合計額の全部又は一部を前納することもできる。

第 XV 章 特許所有者の権利

第 84 条 特許所有者の権利

- (1) この部の他の規定に従うことを条件として，かつ，それらの規定を損なうことなく，特許所有者は，その特許発明に関して次のことをする排他権を有する。
- (a) 特許発明を実施すること
 - (b) 特許発明を譲渡又は移転すること
 - (c) ライセンス契約を締結すること
- (2) 何人も，特許所有者の同意を得ない限り，(1)にいう行為をしてはならない。
- (3) この部の適用上，特許発明の「実施」とは，特許に関する次の何れかの行為をいう。
- (a) 特許が製品について付与されている場合
 - (i) その製品を製造し，輸入し，販売の申出をし，販売し，輸出し又は使用すること
 - (ii) その製品について，販売の申出をし，販売し，輸出し又は使用することを目的としてこれを貯蔵すること
 - (b) 特許が方法について付与されている場合

- (i) その方法を使用すること
- (ii) その方法を使用して直接に取得される製品に関し、(a)にいう行為の何れかを行うこと
- (iii) 何人かがその方法を使用するのを、又はその方法を使用して直接に取得される製品を使用し、販売し若しくは輸入するのを妨げること。ただし、その者がこれらのことをすることを許可されている場合を除く。

第 85 条 侵害者とされる者の举证責任

(1) 次の何れかの場合において、特許の対象が製品を取得するための方法であるときは、侵害製品とされている製品が当該特許方法によって取得されたものではないことを証明する民事訴訟における立証責任は、侵害者とされている者にある。

- (a) 特許方法によって取得された製品が新規である場合
 - (b) 製品が特許方法によって製造された実質的な可能性が存在し、かつ、特許所有者が合理的に努力しても実際に使用された方法を判断することができない場合
- (2) 証拠の収集及び評価において、侵害者とされる者の非開示情報の保護に係る同人の正当な利害を考慮に入れなければならない。

第 86 条 所有者の権利の制限

- (1) 第 84 条の規定は、
- (i) 工業上又は商業上の目的でされる行為のみに適用するものとし、かつ、特に学術的研究の目的のみでされた行為には適用せず、
 - (ii) 第 87 条にいう権利を有する者又は実施権者が特許発明を実施することを排除せず、
 - (iii) 一時的に又は偶発的にスリランカの領海、領空又は領土に入った外国籍船舶、航空機、宇宙船又は陸上車両における製品の存在又は使用には適用せず、
 - (iv) 特許所有者により又はライセンスに基づいて製造者により市場に出された物品に関する行為には適用しない。
- (2) (a) 如何なる者、団体、政府部局又は法定機関も、以下に規定する方法により特許を実施するためのライセンスを取得する目的で、長官に申請を行うことができる。
- (b) 前記の申請を受領したときは、長官は、申請人が合理的な商業条件で権利の所有者から承認を得るために努力したこと、及び当該努力が合理的な期間内に成功しなかったことについて納得することを条件として、実施のためのライセンスを交付することができる。
- (c) 長官は、国家非常事態若しくはその他の極度の緊急な状況が存在すると自ら判断した場合、又は国の安全、栄養補給、健康等の目的での若しくは国民経済のその他の重要な分野の開発のための非営利的公共使用の場合は、(b)に記載する要件を棚上げすることができる。
- (d) 特許の実施の範囲及び期間は、ライセンスに明記した目的に限定される。この実施は、主として国内市場への供給を目的とするものでなければならない。
- (e) 長官は、特許を実施するためのライセンスを付与する前に、各申請をそれぞれの実体について検討するものとする。
- (f) ライセンスの交付は、非排他的なものとし、かつ、長官が決定する経済価値を考慮に入れた特許の所有者に対する適正な報酬の支払、及び該当する場合は反競争的慣行を是正する必要性を前提条件とするものとする。
- (g) 当該申請が、他人の特許(第 1 の特許)を侵害することなしには実施することができない

特許(第2の特許)の実施に係るものである場合は、次の条件が適用される。

(i) 第2の特許においてクレームされている発明が、第1の特許においてクレームされている発明との対比で、相当の経済的意義を有する重要な技術的進歩を伴うものであること

(ii) 第1の特許の所有者が、第2の特許においてクレームされている発明を実施するためのクロスライセンスを合理的な条件で受ける権原を有すること

(iii) 第1の特許に関して認められた実施は、第2の特許の譲渡と共にしなければ譲渡不能であること

(h) 長官の決定は、速やかに、特許所有者に書面で通知される。

(i) 長官は、所有者又はライセンスの受益者から請求があったときは、当事者を聴聞した後、特許実施ライセンスの交付条件を補正することにより自己の決定を変更するが、事情の変化が当該変更を正当化する範囲に限る。

(j) 長官は、所有者から請求があった場合において、自己の決定をもたらした事情が消滅し、再び生じる可能性が小さいと判断したとき、又はライセンスが当該ライセンスの条件に従わなかったと判断したときは、当該の非任意的ライセンスを終了させる。

(k) (j)に含まれる如何なる規定にも拘らず、長官は、ライセンスの受益者の正当な利害の適切な保護の観点から当該ライセンスの継続が正当化されると判断したときは、ライセンスを終了させない。

(l) 特許実施ライセンスは、当該特許の実施権者の事業若しくは業務、又は当該事業若しくは業務の一部であって、当該実施ライセンス付与の対象であるものと共にしてのみ、移転することができる。

(m) 司法又は行政機関が特許の所有者又は実施権者による実施の態様が反競争的であると判定し、かつ、長官が本条に基づく特許の実施によりそのような実施態様が是正されると判断した場合は、長官は、如何なる者、団体、政府部局又は法定機関に対しても、当該特許の所有者のライセンスを得ることなく、当該特許を実施することを許可することができる。(b)、(c)及び(g)を除く前各項の規定を当該ライセンスに適用する。

(3) (2)に基づく長官の決定により不利益を被る者は、それに対して上訴することができる。第173条の規定を当該上訴に準用する。

第87条 先の製造又は使用から生じる権利

(1) ある者が、特許出願の出願日又は該当する場合はその出願の優先日に、次の事情に該当していた場合は、当該人は、特許の付与に拘らず、その特許発明を実施する権利を有するものとする。

(a) スリランカにおいて善意で、当該出願においてクレームされている発明の対象である製品を製造し又はその対象である方法を使用していたこと

(b) スリランカにおいて善意で、(a)にいう製品を製造するため又は方法を使用するために真摯な準備をしていたこと

ただし、この規定は、当該製品の製造又は当該方法の使用が、前記の者によってスリランカにおいて行われることを条件とする。

ただし、この規定はまた、その発明が第64条(3)(a)又は(b)にいう事情の下で開示されていた場合は、当該人が、その発明についての自己の知識が前記の開示の結果でない旨を証明することを条件とする。

(2) (1)にいう権利は、当該人の業務の部分としてする場合を除き、譲渡し又は移転してはならない。

(3) 本条の規定は、第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 66 条に基づいて当該発明は特許を受けることができないとの理由で特許の付与に異論を唱える者又は第 68 条及び第 99 条に基づく救済を求める者の権利に影響を及ぼすものではない。

第 XVI 章 特許出願及び特許の譲渡及び移転

第 88 条 特許出願及び特許の譲渡及び移転

(1) 特許出願又は特許は、譲渡し又は移転することができるものとし、また、当該譲渡又は移転は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。

(2) 譲渡又は移転によって特許出願又は特許についての権利を取得した者は、当該譲渡又は移転を登録簿に記録するよう、所定の様式により長官に申請することができる。

(3) 当該譲渡又は移転は、所定の手数料が長官に納付されていない限り、登録簿に記録されない。

(4) 当該譲渡又は移転は、その旨が登録簿に記録されていない限り、第三者に対抗することができない。

第 89 条 特許出願又は特許の共有

当事者間に別段の合意がない場合は、特許出願又は特許の共有者は、単独で、特許出願又は特許についての各人の権利を譲渡し又は移転すること、その特許発明を実施すること及び特許発明を実施した者に対して共有者の同意を得ることなく訴訟を提起することができるが、ただし、特許出願の取下、特許の権利放棄又はライセンス契約の締結は、共有者の共同行為による場合に限り、行うことができる。

第 XVII 章 ライセンス契約

第 90 条 解釈

この部の適用上、ライセンス契約とは、特許の所有者(以下「実施許諾者」という)が他の者又は企業(以下「実施権者」という)に対し、第 84 条(1)(a)及び(3)にいう行為の全部又は何れかを実行するライセンスを許諾する契約をいう。

第 91 条 ライセンス契約の様式及び登録

(1) ライセンス契約は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。

(2) 契約当事者又はその代理の者が署名した書面をもって請求があったときは、長官は、所定の手数料が納付されることを条件として、登録されることを当事者が希望する、その契約についての明細を登録簿に記録する。

ただし、契約当事者に対し、その契約に関する他の明細を開示すること又は登録することを要求してはならない。

第 92 条 実施権者の権利

ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施権者は、

- (a) 第 84 条(1)(a)及び(3)にいう行為の全部又は何れかを、スリランカの領域内において、時間的制限なしに、かつ、特許発明の利用によって実行する権原を有するが、
- (b) ライセンス契約に基づくその権利を譲渡し若しくは移転する権原、又は第三者にサブライセンスを許諾する権原は有さない。

第 93 条 実施許諾者の権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施許諾者は同一の特許に関して更にライセンスを第三者に許諾すること、又は第 84 条(1)(a)及び(3)にいう行為の全て若しくは何れかを実行することができる。

(2) ライセンス契約において、そのライセンスは排他的なものである旨を規定しており、当該契約に別段の規定が明示されていない場合は、実施許諾者は、同一の特許に関して更にライセンスを第三者に許諾してはならず、又は第 84 条(1)(a)及び(3)にいう行為の全部若しくは何れかを実行してはならない。

第 94 条 ライセンス契約における無効条項

ライセンス契約における如何なる条件も、この部の規定に基づいて特許所有者に与えられた権利に由来しない制限又は当該権利を保護するために必要でない制限を、工業又は商業分野において実施権者に課している限り、無効とする。

ただし、次の事項は、当該制限を構成しているとみなさない。

- (a) 特許発明を実施する範囲、程度若しくは期間に関する制限、又は特許発明の実施に関わる地理的領域又は製品の品質若しくは数量に関する制限、及び
- (b) 特許の有効性を害する可能性がある全ての行為を差し控えるよう実施権者に課される義務

第 95 条 特許が付与されなかった出願又は無効を宣言された特許の効果

ライセンス契約が満了する前に、当該契約において言及されている特許出願又は特許に関して次の何れかの事件が生じた場合は、実施権者はその後、ライセンス契約に基づく実施許諾者への如何なる支払も要求されず、また、既に行った支払について払戻を受ける権原を有するものとする。

- (a) 特許出願が取り下げられたこと
- (b) 特許出願についての拒絶が確定したこと
- (c) 特許が権利放棄されたこと
- (d) 特許の無効が宣言されたこと
- (e) ライセンス契約の登録が無効にされたこと

ただし、実施許諾者が、諸般の事情を考慮した場合、特に実施権者がそのライセンスによって実際に利益を得ていた場合において、前記の払戻が不当であることを証明することができるときは、実施許諾者は払戻を一切義務付けられないか、又は一部の払戻のみを義務付けられるものとする。

第 96 条 ライセンス契約の満了，解除又は無効の記録

長官は，次のことを行う。

- (a) 長官が，登録されているライセンス契約が満了しているか又は解除されていると認めるときは，契約当事者又はその代理の者によって署名された書面によるその旨の請求に基づいて，その事実を登録簿に記録すること
- (b) この部の何れかの規定に基づくライセンス契約の満了，解除又は無効を登録簿に記録すること

第 97 条 国外への支払を伴うライセンス契約

- (1) 長官は，ライセンス契約又はその修正若しくは更新が，
 - (a) ロイヤルティの国外への支払を伴っているため，又は
 - (b) 当該ライセンス契約に関わる他の事情に起因する理由により，スリランカの経済発展に有害であると信じる合理的理由を有する場合は，中央銀行総裁に対し，書面をもってその事実を伝達し，かつ，長官が管理している当該事項についての決定に関係する全ての書類を送付するものとする。
- (2) 中央銀行総裁が(1)に基づく伝達を受け，長官に対し当該ライセンス契約又はその修正若しくは更新がスリランカの経済発展に有害である旨を書面をもって通知した場合は，長官は，登録簿における当該契約の記録を取り消し，無効とする。
- (3) 本条の規定を譲渡及び移転に準用する。
- (4) この章の規定をサブライセンスに準用する。
- (5) この章の規定は，第 86 条(2)にいうライセンスには適用しない。

第 XVIII 章 特許の権利放棄及び無効

第 98 条 特許の権利放棄

- (1) 特許の登録所有者は，本人又は本人により授権された者が署名した書面での宣言を長官に提出することにより，その特許の権利放棄をすることができる。
- (2) 権利放棄は，その対象を特許の 1 又は複数のクレームに限定することができる。
- (3) 長官は，前記の宣言書を受領したときは，それを登録簿に記録し又はそれを登録させ，かつ，当該登録を官報において公告させる。
- (4) 権利放棄は，長官が前記の宣言書を受領した日から効力を生じる。
- (5) 特許に関するライセンス契約が登録簿に記録されている場合において，長官は，当該ライセンスに別段の規定がない限り，登録されている全ての実施権者又は再実施権者が当該権利放棄に同意する旨の署名された宣言書を受領したときを除き，当該権利放棄を承認又は登録しない。ただし，ライセンス契約において，同意の要件が明示的に放棄されている場合は，この限りでない。

第 99 条 特許の無効

- (1) 裁判所は，正当な利害関係を証明する者又は長官を含めた管轄当局が提出し，特許の所有者及び登録されている全ての譲受人，実施権者又は再実施権者を当事者とする申請に基づき，次の理由の 1 又は複数を根拠として，特許を無効と宣言することができる。

(a) 特許における発明としてクレームされているものが、第 62 条(1)の意味における発明でないこと、又は第 62 条(3)若しくは第 79 条(1)に基づく保護の対象から除外されていること、又は第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 66 条の要件を満たしていないために、特許を受けることができないものであること

(b) 明細書又はクレームが、第 71 条(3)及び(4)の要件を満たしていないこと

(c) クレームされている発明を理解するために必要な図面が提出されていないこと

(d) 特許を受ける権利が、特許の付与を受けた者以外の者に属していること

ただし、特許が、その特許の付与を受ける権利が属している者に譲渡されていないことを条件とする。

(2) (a) (1)の規定が複数のクレームの内の一部又は 1 のクレームの一部にのみ適用される場合は、裁判所は、当該複数のクレームの一部又は 1 のクレームの当該一部のみについて無効の宣言をすることができる。

(b) 1 のクレームの一部無効は、当該クレームについての相応の制限の形で宣言される。

(3) (a) (1)に基づく申請の当事者とされた譲受人、実施権者又は再実施権者は、特許所有者との契約又は取決めに別段の規定がない場合は、訴訟手続に参加する権原を有する。

(b) 裁判所への申請が(1) (d)にいう理由によるものである場合は、その申請人は、当該特許についての権利が属しているとされる者に、その申請について通知しなければならない。

第 100 条 無効の効力発生日及び効果

(1) 裁判所が特許の全部又は一部無効を宣言する確定判決を下したときは、当該特許は、該当する事情に応じ、その全部又は一部がその特許の付与日から無効であったものとみなす。

(2) 無効宣言が確定したときは、裁判所書記官は長官に通知するものとし、また、長官は当該宣言を登録簿に記録し、かつ、官報において公告させる。

第 V 部

第 XIX 章 標章及び商号

第 101 条 定義

この部の適用上、文脈上他を意味する場合を除いて、用語の意味は次のとおりとする。

「証明標章」とは、それが使用されている商品又はサービスが、原産地、材料、商品の製造方法若しくはサービスの実行方法、品質、正確さ又は他の特徴に関してその標章の所有者により保証されていることを表示する標章をいう。

「団体標章」とは、視覚的に認識できる標識であって、団体標章として指定されており、また、登録所有者の管理の下にその標章を使用する種々の企業の商品又はサービスについて、原産地又は他の共通の特徴を識別するのに役立つものをいう。

「企業」とは、何らかの事業に従事し、又は従事しようとする会社、協同組合若しくは事業体に関する現に有効な法律に基づき、登録された場所又は法人化された場所の如何を問わず、かつ、登録されているか否かを問わず、個人、パートナーシップ、会社又は協同組合が営む事業、産業活動その他の活動をいい、また、事業をスリランカで営むかその他で営むかを問わず、政府事業体又は国营会社を含む。

「虚偽の取引表示」とは、それが使用される商品又はサービスの主要な点に関して虚偽であるか、誤認を生じさせる取引表示をいい、また、取引表示についての変更であって、その変更が追加、抹消その他の方法によるか否かを問わず、取引表示を主要点に関して虚偽のものとするか誤認を生じさせる全ての場合を含み、また、取引表示が商標であるか又は商標の一部であるという事実は、その取引表示がこの部の規定の意味での虚偽の取引表示であることを妨げるものではない。

「地理的表示」とは、何れかの商品を、ある国の領域、又は領域内のある地域若しくは場所を原産地としているものとして特定する表示であって、当該商品の特定の品質、評判又は他の特徴が本質的にその原産地に帰せられる場合のものをいう。

「商品」とは、取引、製造、商品化の対象である全てのものをいい、かつ、サービスを含む。

「出所の表示」とは、製品又はサービスが特定の 1 国若しくは国家群、地域又は場所を原産地としていることを表示するために使用される表現又は標識をいう。

「標章」とは、商標又はサービスマークをいう。

「名称」は、略称を含む。

「者(人)」とは、製造業者、卸売業者、取引業者又は所有者をいい、また、法人格を有している又は有していない団体を含む。

「サービスマーク」とは、1 の企業のサービスを他の企業のサービスから識別する役割を果たし、視覚的に認識できる標識をいう。

「取引表示」とは、次の事項の何れかに関する直接的又は間接的な説明、陳述その他の表示をいい、また、取引慣行に従えば、通常次の事項の表示とみなされる数字、語又は標章の使用は、この部の意味での取引表示であるとみなす。

- (a) 商品の数、量、寸法、容積又は重量
- (b) 商品が製造又は生産された場所又は国
- (c) 商品の製造又は生産の方法

- (d) 商品を構成している材料
 - (e) 現存する著作権，著作隣接権，意匠若しくは特許又は本法に基づいて保護されるその他の事項の対象である商品
 - (f) サービスの質，種類又は性質
 - (g) 取引において一般に使用又は承認されている分類による商品の品質基準
 - (h) 商品の用途適合性，強度，性能又は作用
- 「商標」とは，1 の企業の商品を他の企業の商品から識別するのに役立つ視覚的標識をいう。
- 「商号」とは，自然人又は法人の企業を特定する名称又は呼称をいう。

第 XX 章 標章の認容可能性

第 102 条 標章の認容可能性

- (1) この部によって付与される標章についての排他権は，以下の規定に従うことを条件として，登録によって取得される。
 - (2) 標章の登録は，次の者に認めることができる。
 - (a) 有効な出願の条件を最初に満たした者，又は
 - (b) 自己の出願について最先の優先権を最初に有効に主張した者
- ただし，当該標章が第 103 条及び第 104 条に基づいて認容不能とされていないことを条件とする。
- (3) 標章は，特に，恣意的又は架空の呼称，名称，偽名，地理的名称，標語，図案，レリーフ，文字，数字，ラベル，包装，記章，印刷字体，スタンプ，印章，飾り模様，織り端，縁取り及び縁飾り，色彩の組合せ又は配置，並びに商品又は容器の形状をもって構成することができる。

第 103 条 客観的理由により認容されない標章

- (1) 次の標章は，登録を受けることができない。
 - (a) 商品若しくはサービスの固有の性質によって，又は工業上の機能によって要求される形状若しくは形態から成るもの
 - (b) 関連する商品又はサービスに関し，取引上，その種類，品質，数量，用途，価格，原産地又は生産若しくは提供の時期を指定するのに役立つ標識又は表示から専ら成るもの
 - (c) 日常語において又はスリランカにおける善意の，かつ，確立した取引慣行において，関連する商品又はサービスについての慣習的呼称となっている標識又は表示から専ら成るもの
 - (d) 1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することができないもの
 - (e) 中傷的な図案から成り，若しくは公序良俗に反するもの，又は長官若しくは当該事項が付託された場合の裁判所の意見によれば何れかの共同体の宗教的若しくは人種的感情を害する虞があるもの
 - (f) 関連する商品又はサービスの性質，出所，地理的表示，製造方法，特徴，又は用途適合性について，業界又は公衆に誤認を生じさせる虞があるもの
 - (g) 個人又は企業の名称を，特別の又は独自の方法で表示していないもの
 - (h) 通常の意味に従えば，地理的名称又は姓であるもの

(i) 何れかの国又は何れかの政府間国際機関若しくは国際条約によって創設された何れかの機関の紋章，旗その他の記章，イニシャル，名称若しくは略称を複製し又は模倣しているもの。ただし，当該の国又は国際機関の管轄当局から許可を得ている場合を除く。

(j) 何れかの国の公式の標識又は品質証明を複製又は模倣しているもの。ただし，その国の管轄当局から許可を得ている場合を除く。

(k) 問題の標章の登録出願に先立つ 2 年の間に登録が満了し，かつ，更新されなかったか，又は問題の標章に係る出願に先立つ 2 年の間にその放棄，抹消若しくは無効が登録簿に記録されている標章，団体標章又は証明標章に，公衆に誤認を生じさせる虞がある程に類似しているもの

(1) スリランカにおいて取引が禁止されている商品又はサービスに関して登録が求められているもの

(m) 規定される他の語又は定義から成るもの

(2) 長官は，(1) (b)，(c)，(d)，(f)，(g) 及び (h) の規定を適用するときは，全ての事実関係，特にその標章がスリランカ又は他国において使用されていた期間，及びその標章が他の国又は業界において識別力を有するものと考えられている事実を考慮する。

第 104 条 第三者の権利を理由として認容されない標章

(1) 長官は，次の標章を登録しない。

(a) その標章を使用した場合に公衆に誤認を生じさせる虞がある同一又は類似の商品又はサービスに関して，第三者によって既に有効に出願若しくは登録されている標章，又は有効に優先権を主張する者によってその後に出願された標章に，公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章

(b) 同一又は類似の商品又はサービスに関して，第三者がスリランカにおいて先に使用している無登録標章に，公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章。ただし，この規定は，出願人がその使用を知っていたか又は知らない筈がなかったことを条件とする。

(c) 第三者によりスリランカにおいて既に使用されている商号に，公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章。ただし，この規定は，出願人がその使用を知っていたか又は知らなかった筈がなかったことを条件とする。

(d) 第三者の同一又は類似の商品又はサービスに関するスリランカにおいて周知の標章又は商号と同一であるか若しくは誤認を生じさせる程類似している標章，若しくは前記の標章又は商号の翻訳，翻字若しくは転写を構成している標章，又は前記の標章又は商号が，登録出願の対象である商品若しくはサービスと同一でない若しくは類似していない商品若しくはサービスについてスリランカにおいて周知であり，かつ，登録されている場合の当該標章。ただし，後者の場合については，前記の商品又はサービスに関する当該標章の使用が当該商品又はサービスと周知標章の所有者との間の関係を示すことになること，及び当該使用により周知標章の所有者の利益が損なわれる可能性が高いことを条件とする。

(e) 他の第三者の権利を侵害するか，又は不正競争防止に関する第 XXXII 章の規定に反する標章

(f) 他国における標章所有者である第三者の代理人又は代表者によって，その所有者の許可を得ないで出願された標章。ただし，代理人又は代表者がその行為を正当化した場合は，この限りでない。

(2) ある標章が周知のものであるか否かを判定するに際しては、次の規準を考慮に入れるものとする。

- (i) 各標章に関する個別の事実及び事情
- (ii) 当該標章が周知のものであることが推測される事実又は事情
- (iii) 関係する公衆群の当該標章についての知識又は認識の度合い
- (iv) 当該標章の使用の期間、程度及び地理的区域
- (v) 広告又は宣伝活動及び当該標章が使用されている商品又はサービスの見本市又は博覧会における紹介を含む、当該標章に係る普及活動の期間、程度及び地理的区域
- (vi) 当該標章の使用又は認識の程度を反映する限りにおいて、当該標章の登録又は登録出願の期間及び地理的区域
- (vii) 当該標章に係る権利の実現の記録。特に、当該標章が周知のものであるとして管轄当局により認められた程度についてのもの
- (viii) 当該標章に関連する価値
- (ix) ある標章が周知のものであるか否かを判定するために本項に定める規準は、排他的なものでも網羅的なものでもない。
- (x) 本項の適用上、
 - (a) 「管轄当局」とは、ある標章が周知標章であるか否かを判定し、又は周知標章に与えられる保護を執行する権限を有する行政上、司法上又は準司法上の当局をいう。
 - (b) 「関係する公衆群」には、次のものが含まれる。
 - (i) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスの実際の又は潜在的な消費者
 - (ii) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスの流通経路に関する者
 - (iii) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスを扱っている者又は団体
- (3) 長官は、(1)(a)から(e)までの規定を適用する上で、そこにいう第三者がその標章の登録に同意した事実を考慮しなければならない。

第 105 条 信託の不登録

信託についての届出は、それが明示的、黙示的又は擬制的なものかに拘らず、登録簿に登録してはならず、また、長官は、そのような届出を受領しない。

第 XXI 章 出願要件及び登録手続

第 106 条 出願要件

- (1) 標章登録出願は、長官に対し所定の様式でしなければならない。かつ、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 標章の登録を求める旨の願書
 - (b) 出願人の名称、宛先、及び出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先
 - (c) 標章の表示 5 通
 - (d) 標章登録を求める特定の商品又はサービスについての明確かつ完全な一覧。これには、所定の国際分類による対応する類を表示しなければならない。
- (2) 代理人を通じて出願をする場合は、出願には、出願人が代理人に与えた委任状を添付し

なければならない。

第 107 条 優先権

条約国においてした先の出願の優先権を利用しようとする標章登録出願人は、当該先の出願の出願日から 6 月以内に、先の出願の出願日及び番号、出願人の名称及び本人又はその前権利者が当該出願をした国を表示した書面による宣言を自己の出願に追加しなければならない、かつ、スリランカでした後の出願の出願日から 3 月以内に、先の出願をした国の該当局が適正なものとして認証した先の出願の写しを提出しなければならない。

第 108 条 国際博覧会で展示された標章の仮保護

(1) ある標章についての登録出願人であって、公式又は公認の国際博覧会においてその標章を付した商品を展示し、又はその標章の下でサービスを提供したものが、その標章を付した商品又はその標章の下でのサービスが前記の博覧会において最初に展示又は提供された日から 6 月以内にその標章について登録出願をした場合は、請求により、当該出願人は、その標章を付した商品又はその標章の下で提供されたサービスが前記の博覧会において最初に展示又は提供された日に、その標章の登録出願をしたものとみなされる。

(2) 標章を付した商品の展示又は標章の下で提供されたサービスについての証拠は、博覧会の該当局が発行し、当該標章が当該商品又はサービスに関して当該博覧会において最初に使用された日を記載した証明書によらなければならない。

(3) (1) 及び(2)の規定は、出願人が主張する他の優先権期間には適用されない。

第 109 条 出願手数料

標章登録出願は、所定の手数料が長官に納付されていない限り受理されない。

第 110 条 方式に関する出願審査

(1) 長官は、標章登録出願人が、第 106 条及び第 109 条に定める要件、並びに該当する場合は第 107 条及び第 108 条の規定を満たしているか否かを審査する。

(2) 出願人が第 106 条及び第 109 条の規定に従わなかった場合は、長官は、標章の登録を拒絶する。

ただし、長官は、先ず出願の中にある欠陥を出願人に通知し、かつ、当該通知書の受領日から 3 月以内にその欠陥を是正する機会を与えるものとする。

(3) 出願人が前記の欠陥を是正した日を登録出願の受領日とみなす。

(4) 出願が第 107 条又は第 108 条の規定に従っていない場合は、長官は、その標章の登録に関連して、主張されている優先権を参照しない。

(5) 出願人が第 107 条及び第 108 条の規定に従っている場合は、長官は、その標章の登録に関連して、主張されている優先権及び国際博覧会における標章の証明された使用日を記録する。

(6) 長官は、標章登録を拒絶する場合において、出願人から要求があるときは、自己の決定の理由を書面により示す。

第 111 条 標章の更なる審査及び公告の後の標章登録

(1) 出願人が第 106 条及び第 109 条の規定に従っている場合は、長官は、その標章を第 103 条及び第 104 条の規定に関して審査する。

(2) 標章が第 103 条又は第 104 条に基づいて認容することができないものである場合は、長官は、その旨を出願人に通知し、標章登録を拒絶する理由を書面により示す。

(3) 出願人は、(2)にいう通知において長官が示した理由の全部又は一部について不服である場合は、当該通知の日から 1 月以内に、当該拒絶に対する意見書を長官に提出することができる。

(4) 長官は、意見書を受領したときは、出願人に対し、聴聞を受ける機会が与えられたこと及び当該聴聞の日時及び場所を通知することができる。

(5) 長官は、自己が適切と考える調査をした後、その標章に係る登録出願の認容を拒絶するか、又はその出願を無条件で認容し、又は条件、修正若しくは変更を付して、若しくは使用に関して課すること若しくは施すことが適切と自らが考える方法若しくは場所その他についての制限を付して認容することができる。

(6) 標章登録出願の拒絶又は条件付認容の場合は、長官は、当該拒絶又は条件付認容から 3 月以内に出願人から請求があったときは、その決定の理由を書面により示す。

(7) 長官は、標章が第 103 条又は第 104 条に基づいて認容することができるものであるとの意見を有する場合は、出願人に対し、所定の出願公告手数料を所定の期間内に納付するよう要求することができる。

(8) 出願公告手数料が所定の期間内に納付されない場合は、長官は、その標章の登録を拒絶する

(9) (a) 公告手数料が所定の期間内に納付された場合は、長官は出願公告の手段を取り、公告には次の事項を記載するものとする。すなわち、出願日、標章の表示、標章の登録を求めている商品又はサービス及びその該当する類の表示、出願人の名称及び宛先、並びに出願人がスリランカ以外に居住しているときは、スリランカにおける郵便送達宛先、主張されている優先権があるときはその優先権、又は国際博覧会における認証された標章使用日

(b) 所定の手数料及び公告に関する(7)、(8)及び本項(a)の規定に拘らず、長官は、その裁量により、書面による通知をもって出願人に対し、本項(a)にいう出願を公告するよう要求することができる。出願人が当該出願を当該通知の日から 3 月以内に公告しない、又は公告することを無視する場合は、当該出願を拒絶することができる。

(10) 標章が、第 103 条又は第 104 条に定める 1 又は複数の理由により認容されないものであると考える者は、出願公告日から 3 月以内に、所定の様式により、かつ、所定の手数料を添えて、異議申立理由を記載した当該登録に対する異議申立通知を、当該理由を立証する証拠を添えて、長官に提出することができる。

(11) 長官は、(10)に定める期間内に異議申立通知を受領しなかった場合は、その標章を登録する。

(12) 長官は、(10)に定める期間内に、所定の手数料と共に所定の様式による異議申立通知を受領した場合は、当該異議申立通知の写しを出願人に送達し、かつ、出願人に対し、その理由に関する出願人の意見を、その出願を裏付ける証拠を添えて、3 月以内に書面をもって提出するよう要求する。

(13) 長官は、出願人からの意見書を受領した場合において、聴聞が必要であると考えたとき

は当事者を聴聞した後、速やかに、標章を登録すべきであるか否かを決定する。

長官がその標章は登録を受けることができると決定した場合において、次の何れかが該当するときは、長官は、当該標章を登録する。

(a) 当該決定に対して上訴がなされないままに、長官の決定に対して上訴をすることができる期間が満了したとき

(b) 長官の決定に対して上訴がなされて、これについての裁定に基づくとき

(14) 長官は、本条に基づき実行しなければならない行為又は納付しなければならない手数料に係る所定の期間を合理的な範囲で延長することを認めることができる。

第 112 条 登録の未了

出願人側の不履行を理由として、標章の登録が、長官が出願を受領した日から 12 月以内に完了しない場合は、長官は、所定の様式による書面をもって未了の通知を出願人にした後、その出願を放棄されたものとして処理することができる。ただし、登録が当該通知書にその旨を指定された期間内に完了する場合は、この限りでない。

第 113 条 標章登録簿及び証明書の交付

(1) 長官は、「標章登録簿」と称する登録簿を備えて維持するものとし、その登録簿に、標章登録の順序に従って、全ての登録標章、及びこの部によって登録することが許可され若しくは指示されるか、又は随時規定されるその他の標章に関する事項を登録する。

(2) 標章登録には標章の表示を含めるものとし、かつ、次の事項を明記する。すなわち、登録番号、登録所有者の名称及び宛先、並びに登録所有者の宛先がスリランカ以外にある場合はスリランカにおける郵便送達宛先、出願日及び登録日、優先権が有効に主張されているときはその事実の表示、並びに優先権主張の基礎とされた出願の出願番号、出願日及び出願国、国際博覧会における標章の使用に関して有効な証明書が提出されている場合は当該証明書の内容、標章の登録が認められた商品及びサービスの一覧及びそれらが該当する 1 又は複数の類の表示。

(3) 長官は、標章を登録したときは、その登録所有者に登録証明書を交付し、また、登録所有者から請求があったときは、当該証明書を登録所有者に対して書留郵便をもって、最後に登録されているスリランカにおける郵便宛先、又は登録所有者がスリランカ以外に居住している場合は最後に登録されているスリランカにおける郵便宛先に送付する。

第 114 条 登録標章の公告

長官は、全ての登録標章をその登録の順序に従って、所定の様式で官報において公告させ、公告される各標章に関し、所定の明細への言及を含めるものとする。

第 115 条 登録簿の閲覧及び認証謄本

何人も登録簿を閲覧することができ、かつ、所定の手数料を納付して、その認証抄本を取得することができる。

第 116 条 連合標章

同一の商品若しくはサービス、又は同種の商品若しくはサービスについて既に登録されてい

るその出願人の標章と同一であるか又はそれに極めて類似している標章であって、その出願人以外の者が使用したときは誤認又は混同を生じさせる虞があるものについて登録出願がなされた場合は、長官は、登録の条件として、当該複数の標章を連合標章として登録簿に登録することを要求することができる。

第 117 条 連合標章の譲渡及び使用

連合標章は、個別にではなく全体としてする場合に限り、譲渡し又は移転することができるが、それ以外の全ての目的では、個別の標章として登録されているものとみなす。

ただし、この部の規定に基づいて、何らかの目的で登録標章の使用を証明することが必要とされるときは、長官は、正当であると考えられる限りにおいて、登録連合標章又はその同一性に実質的な影響を及ぼさない追加若しくは変更を加えたその標章の使用を前記の使用と同等のものとして認容することができる。

第 XXII 章 標章登録の存続期間

第 118 条 登録の存続期間

(1) この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、標章の登録は、当該標章の登録日から 10 年後に満了するものとする。

(2) 標章は、それが登録される場合は、長官が登録出願を受領した日付をもって登録するものとし、また、この部の適用上、当該受領の日を登録日であるものとみなす。

第 119 条 更新

(1) 標章登録は、所定の手数料を納付することにより、連続 10 年の期間を単位として更新することができる。

(2) 標章登録の更新は、長官による標章の新たな審査又は何れかの者による異議申立の対象としてはならない。

(3) 更新手数料は、登録存続期間の満了日に先立つ 12 月以内に納付しなければならない。

ただし、前記期間の満了日後における手数料の納付については、所定の割増手数料を納付することを条件として、6 月の猶予期間が認められる。

(4) 長官は、全ての登録更新について、商品又はサービスの一覧からの削除があったときはそれを明示して、登録簿に記録し、かつ、所定の様式で官報において公告させる。

(5) 更新手数料が(3)に定める期間又は延長期間内に納付されなかった場合は、長官は、その標章を登録簿から抹消する。

第 120 条 登録標章の変更

標章の登録所有者は、長官に対し、所定の方法により、かつ、所定の手数料を添えて、標章の同一性に実質的な影響を及ぼさない方法でその標章について追加又は変更をする許可を求める申請をすることができ、長官は、当該許可を拒絶すること、又は長官が適切と考える条件及び使用の方法若しくは場所についての制限を付して当該許可を与えることができる。許可を与えたときは、変更後の標章を所定の様式で官報において公告する。

第 XXIII 章 標章の登録所有者の権利

第 121 条 登録所有者の権利

(1) 標章の登録所有者は、この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、その標章に関して次の排他権を有するものとする。

- (a) 標章を使用すること
- (b) 標章登録を譲渡すること又は移転すること
- (c) ライセンス契約を締結すること

(2) 標章の登録所有者の同意がない場合は、第三者は次の行為をしてはならない。

(a) 当該標章若しくはそれに類似する標識を、公衆に誤認を生じさせる虞がある方法で、当該標章の登録の対象である商品若しくはサービスについて、又は当該の標章若しくは標識を使用した場合に公衆に誤認を生じさせる虞がある類似の商品若しくはサービスについて使用すること、及び

(b) 前記以外に、当該標章又はそれに類似する標識若しくは商号を、正当な理由なく、かつ、当該標章の登録所有者の利益を害する虞がある状態で、使用すること

(3) 第三者が、標章又はそれに類似する標識を公衆に誤認を生じさせる虞がある方法で、当該標章の登録の対象である商品(当該商品がスリランカでの国内販売用であるか又はスリランカからの輸出用であるかを問わない)について又はそれに関連して、スリランカにおいて使用すること(印刷、描画又はその他の方法によるかは問わない)又は貼付することは、(2)に基づく禁止行為であるとみなす。

(4) 裁判所は、ある者が登録標章と同一の標章を登録標章の登録対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用した場合に、公衆に誤認を生じさせる虞があるものとみなす。

第 122 条 登録所有者の権利の制限

標章登録は、その登録所有者に対し、第三者が次の行為をすることを妨げる権利を与えるものではない。

(a) 善意でその名称、宛先、偽名、地理的名称、又は自己の商品及びサービスの種類、品質、数量、用途、価格、出所若しくは生産若しくは供給の時期に関する的確な表示を使用すること。ただし、その使用が単なる特定又は情報の目的に限定されており、かつ、商品又はサービスの出所について公衆に誤認を生じさせる可能性がない場合に限る。

(b) スリランカにおいて、その標章の下で合法的に製造され、輸入され、販売の申出がされ、販売され、使用され又は貯蔵された商品に関してその標章を使用すること。ただし、当該商品に如何なる変化も生じていないことを条件とする。

第 XXIV 章 標章の出願及び登録の譲渡及び移転

第 123 条 出願及び登録の譲渡及び移転

(1) 標章についての登録出願又は登録は、その出願又は登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部に関し、当該標章を使用している企業の全部又は一部の移転に関係なく、譲渡し又は移転することができるものとし、当該譲渡又は移転は、契約当事者又はその代理の

者が署名した書面によらなければならない。

(2) 当該譲渡又は移転は、その目的又は効果が、特にその標章を使用する商品又はサービスの性質、出所、製造方法、特徴又は用途適合性に関して公衆に誤認を生じさせることにある場合は、無効とする。

(3) 譲渡又は移転により、標章の登録出願又は登録についての権原を有することになった者は、長官に対し、当該譲渡又は移転を登録簿に記録するよう所定の方法により申請することができる。

(4) 当該譲渡又は移転は、所定の手数料が長官に納付されていない限り、登録簿に記録されない。

(5) 当該譲渡又は移転は、登録簿にその旨が記録されていない限り、第三者に対抗することができない。

第 XXV 章 ライセンス契約

第 124 条 解釈

(1) この部の適用上、ライセンス契約とは、標章の登録所有者(以下「使用許諾者」という)が他の者又は企業(以下「使用権者」という)に、その標章の登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について、その標章を使用するライセンスを許諾する契約をいう。

(2) 使用権者による標章の使用は、登録所有者による標章の使用であるとみなす。

第 125 条 ライセンス契約の様式及び登録

(1) ライセンス契約は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。

(2) 契約当事者又はその代理の者が署名した書面をもって請求がされたときは、長官は、所定の手数料が納付されることを条件として、登録されることを当事者が希望するその契約についての明細を登録簿に記録する。

ただし、契約当事者に、その契約に関する他の明細を開示すること又は登録することを要求してはならない。

第 126 条 使用権者の権利

ライセンス契約に別段の規定がない場合は、使用権者は、

(a) その標章を、スリランカの領域内において、その標章の更新を含めた全登録期間中、標章登録の対象である全ての商品又はサービスに関して使用する権原を有し、

(b) ライセンス契約に基づく権利を譲渡若しくは移転する権原、又は第三者にサブライセンスを許諾する権原は有さない。

第 127 条 使用許諾者の権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、使用許諾者は、同一の標章に関して別のライセンスを第三者に許諾することができ、また、自らその標章を使用することができる。

(2) ライセンス契約において、そのライセンスを排他的なものとする旨を規定している場合は、使用許諾者は、同一の標章に関して別のライセンスを第三者に許諾してはならず、また、

自らその標章を使用してはならない。ただし、契約に別段の規定がある場合は、この限りでない。

第 128 条 ライセンス契約及び一定の条項の無効

(1) ライセンス契約は、標章の使用を認める商品又はサービスの品質についての、使用許諾者による有効な管理を保証する規定を含んでいない場合は、無効とする。

(2) ライセンス契約中の条項又は条件は、この部によって標章の登録所有者に与えられた権利に由来しない制限又は当該権利の保護のために必要ではない制限を使用権者に課している限りにおいて、無効とする。

ただし、次の事項は、前記の制限を構成しているものとみなさない。

(a) 標章使用の範囲、程度若しくは期間、又は標章を使用できる地理的区域、若しくは標章を使用できる商品若しくはサービスの品質若しくは数量に関する制限

(b) (1)にいう規定によって正当化される制限

(c) 標章登録の有効性を害する可能性がある全ての行為を差し控えさせるために、使用権者に課される義務

第 129 条 ライセンス契約の取消

裁判所は、正当な利害関係を証明する者又は長官を含めた何れかの当局が提出した、標章の登録所有者及び登録されている全ての譲受人、使用権者又は再使用権者を当事者とする申請に基づき、ライセンス契約について次の事情があるときは、そのライセンス契約を無効にし、取り消すことができる。

(a) 使用権者が、標章の使用の対象である商品又はサービスの品質に対する有効な管理をしていないこと

(b) 使用権者が、公衆に誤認又は混同を生じさせるような方法で、標章を使用していること

第 130 条 国外への支払を伴うライセンス契約

(1) 長官は、ライセンス契約又はその修正若しくは更新が、

(a) ロイヤルティの国外への支払を伴っているため、又は

(b) 当該ライセンスに係る他の事情に起因する理由により、

スリランカの経済発展に有害であると信じる合理的理由を有する場合は、中央銀行総裁に対し書面をもってその事実を連絡し、かつ、長官が管理している当該事項についての決定に関係する全ての書類を送付する。

(2) 中央銀行総裁が、(1)に基づく連絡を受け、長官に対し、当該ライセンス契約又はその修正若しくは更新がスリランカの経済発展に有害である旨を書面により通知した場合は、長官は、登録簿における当該契約の記録を取り消し、無効とする。

(3) 本条の規定を譲渡及び移転に準用する。

(4) この章の規定をサブライセンスに準用する。

第 131 条 ライセンス契約に関する登録の無効の効果

ライセンス契約が満了する前に、その登録が無効を宣言された場合は、使用権者はその後、ライセンス契約に基づく使用許諾者への如何なる支払も要求されず、また、既に行った支払

の払戻を受ける権原を有する。

ただし、使用許諾者が、全ての事情を考慮すれば前記の払戻が公正でないことを証明することができる場合、特に使用権者がそのライセンスから実際に利益を得ている場合は、使用許諾者は当該払戻を一切要求されないか又は一部の払戻のみを要求されるものとする。

第 132 条 ライセンス契約の満了、解除又は無効

長官は、次の登録を行わなければならない。

(a) 長官が、第 125 条(2)に基づいて記録されているライセンス契約が満了しているか又は解除されていると認めるときは、契約当事者又はその代理の者によって署名された書面によるその趣旨での請求に基づいて、その事実を登録簿に記録すること

(b) この部の何れかの規定に基づくライセンス契約の満了、解除、取消又は無効を登録簿に記録すること

第 XXVI 章 標章登録の放棄及び無効

第 133 条 登録の放棄

(1) 標章の登録所有者は、本人又はその代理の者が署名した書面での宣言を長官に送付することにより、その登録を全面的に、又はその標章の登録の対象である商品又はサービスの一部について、放棄することができる。

(2) 長官は、前記の宣言を受領したときは、それを登録簿に記録し、かつ、その記録を官報において公告させる。

(3) 放棄は、長官が前記の宣言を受領した日から効力を生じる。

(4) 標章に関するライセンス契約が登録簿に記録されている場合において、長官は、当該ライセンス契約に別段の規定がない限り、記録されている譲受人、使用権者又は再使用権者の全員が放棄に同意する旨の署名された宣言書を受領したときを除き、当該放棄を承認又は記録しない。ただし、ライセンス契約において同意の要件が明示的に放棄されている場合は、この限りでない。

第 134 条 登録の無効

(1) 裁判所は、正当な利害関係を証明する者又は長官を含めた管轄当局が提出し、標章の登録所有者及び記録されている全ての譲受人、使用権者又は再使用権者を当事者としている申請に基づき、その登録が第 103 条及び第 104 条の規定に基づいて排除されるものであるときは、その標章登録は無効である旨を宣言することができる。

ただし、裁判所への申請時に存在していない無効理由は、考慮してはならない。

(2) 標章登録についての無効理由が、その標章の登録の対象である商品又はサービスの一部についてのみ存在している場合は、登録の無効は、前記の商品又はサービスの中の該当する部分に限定して宣言するものとする。

(3) 第 104 条(1)に定める理由の何れかに基づいて無効の宣言を求める申請は、第 113 条(3)に基づく登録証明書の交付日から 5 年以内にななければならない。

第 135 条 無効の効力発生日及び効果

- (1) 裁判所が標章登録の全部又は一部の無効を宣言する最終決定を下したときは、当該登録は、該当する事情に応じて全部又は一部がその登録日から無効であったものとみなす。
- (2) 無効宣言が確定したときは、裁判所の書記官は、その事実を長官に通知するものとし、長官は、当該宣言を登録簿に記録し、かつ、それを官報において公告させる。

第 XXVII 章 標章の抹消

第 136 条 標章の抹消

- (1) 裁判所は、正当な利害関係を証明する者又は長官を含めた管轄当局が提出した、標章の登録所有者及び記録されている全ての譲受人、使用権者又は再使用権者を当事者とする申請に基づき、次に該当するときには、その登録標章を登録簿から抹消することができる。
 - (a) 登録所有者が、裁判所に対する前記申請の日の直前に 5 年間連続して、正当な理由なしに、その標章をスリランカにおいて使用しなかったか、又はライセンスによって当該標章がスリランカにおいて使用されるようにすることを怠ったとき
 - (b) 登録所有者が、その標章の登録の対象である商品又はサービスの内の 1 又は複数につきその標章の普通名称への変質を引き起こし、誘発し、又は許容し、その結果、業界において及び公衆の目から見て、標章としての意味が失われたとき
- (2) (1) (a) に基づく申請については、裁判所は、標章の不使用が登録所有者の管理の及ばない事情に起因したという事実を考慮に入れることができる。裁判所は、標章不使用の理由として登録所有者の資金不足を考慮しない。
- (3) 標章の使用が、
 - (a) 標章の識別力を変えない要素において、登録された形態とは異なる形態によって行われていたときは、標章抹消の理由としてはならず、
 - (b) 標章の登録の対象である所与の類に属する商品又はサービスの内の 1 又は複数に関して行われていたときは、同一類の他の全ての商品又はサービスに関して標章を抹消することを妨げるに十分なものとする。

第 137 条 標章抹消の効力発生日及び効果

登録標章を登録簿から抹消することに関する裁判所の最終決定があったときは、

- (1) 裁判所は、標章の抹消を引き起こした出来事その他の事情の日付を考慮して、その標章登録が法的効力を喪失したものとみなすべき日を定めることができ、
- (2) 裁判所の書記官は、裁判所の決定を長官に連絡するものとし、また、裁判所が標章を抹消すべき旨の決定をしたときは、長官は、当該抹消の記録を登録簿に記載し、かつ、裁判所の決定を官報において公告させる。

第 XXVIII 章 団体標章

第 138 条 団体標章

- (1) この章の規定に従うことを条件として、標章に関する規定を団体標章に準用する。
- (2) 団体標章に関し、1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別す

ることへの第 101 条における言及(商標又はサービスマークを構成する標識)は、団体標章を使用する企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することへの言及であるものと解する。

(3) 第 103 条の規定に拘らず、取引において商品又はサービスの地理的出所を表示することに役立つ標識又は表示から構成される団体標章は、登録することができる。

ただし、当該標章の所有者は、工業上又は商業上の事項に係る誠実な慣行に従った、特に地理的名称を使用する権原を有する者による当該標識又は表示の使用を禁止する権原を有さない。

第 139 条 団体標章の登録出願

(1) 団体標章の登録出願は、その出願において当該標章を団体標章として指定しない限り、かつ、その出願に、標章の使用を規制する条件の写しであって、出願人が適正に証明したものを添付しない限り、受理されない。

(2) (1)にいう標章の使用を規制する条件においては、団体標章が指定する商品又はサービスの共通の特徴又は品質、団体標章を使用することができる条件及びこれを使用することができる者、当該標章の使用についての有効な監督権の行使、並びに当該条件に反する当該標章の使用に対する適切な制裁を明記しなければならない。この条件には、本条に基づいて更に定められる要件を含めなければならない。

(3) 団体標章は、当該標章の使用を規制する条件が次のようなものでない限り、登録されない。

(a) (2)の規定及びそれに基づいて定められる規約によって課される要件に従っていること

(b) 公序良俗に反していないこと

(4) (a) 許可を受けた使用者は、自己と団体標章の登録所有者との間の別段の合意に従うことを条件として、自己の利害に影響を及ぼす事項に関して、侵害訴訟手続を取るよう登録所有者に要求する権原を有する。

(b) 登録所有者が、

(i) そうすることを拒絶し、又は

(ii) そうするよう要求されてから 2 月以内にそうしない場合は、

許可を受けた使用者は、自らが登録使用者であるものとして、自己の名義において訴訟手続を提起することができる。登録所有者は、当該訴訟の当事者とされる。

(c) 登録団体標章の所有者が提起した侵害訴訟手続において、裁判所は、許可を受けた使用者が被った又は被る虞がある損失を考慮に入れる。

(5) 団体標章の登録は、第 136 条に定める理由に加えて次の理由の何れかに基づいて抹消することができる。

(i) 所有者による使用の態様のために、標章が国の支援を受けていると公衆に誤って理解させ又は思わせる虞が生じていること

(ii) 所有者が標章の使用を規制する条件を守らなかったか又は確実に守らせなかったこと

(iii) 条件が修正され、その結果、条件が、

(a) (2) 及び本法に基づいて定められる規約により課される他の条件に従わなくなっていること、又は

(b) 公序良俗に反していること

(6) 団体標章の登録は、第 134 条に定める無効理由に基づく場合に加え、当該標章が第 139 条(1)、(2)及び(3)の規定に違反して登録された場合は、無効を宣言される。

第 140 条 団体標章の登録及び公告

(1) 団体標章の登録は、登録簿内の長官が決定する部において行われるものとし、標章の使用を規制する条件の写しをその登録に添付する。

(2) 団体標章についての第 111 条(9)に従う出願公告には、その登録に添付される条件の要約が含まれる。

(3) 団体標章が(1)に基づいて登録されたときは、その団体標章は全ての点に関して登録標章であるものとみなす。

(4) 登録団体標章の使用を規制する条件は、登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供される。

第 141 条 団体標章の使用を規制する条件の変更

(1) 団体標章の登録所有者は、その団体標章の使用を規制する条件について行われた変更又は修正を、所定の様式で長官に通知しなければならない。

(2) 前記の変更又は修正についての通知は、所定の手数料の納付を条件として、登録簿に記録される。使用条件についての変更又は修正は、それが登録されている場合に限り、効力を有する。

(3) 長官は、使用条件について行われ、(2)に基づいて記録された変更及び修正の要約を官報において公告させる。

第 XXIX 章 証明標章

第 142 条 証明標章

(1) この章の規定に従うことを条件として、標章に関する規定を証明標章に適用する。

(2) 証明標章に関し、1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することへの第 101 条における言及(商標又はサービスマークを構成する標識)は、証明されている商品又はサービスを証明されていない商品又はサービスから識別することへの言及であると解する。

(3) 第 103 条の規定に拘らず、取引において商品又はサービスの地理的出所を指定することに役立つ標識又は表示から構成される証明標章は、登録することができる。

ただし、当該標章の所有者は、当該標識又は表示の使用であって、工業上又は商業上の事項に係る誠実な慣行に従ったもの、及び特に地理的名称を使用する権原を有する者によるものを禁止する権原を有さない。

(4) 証明標章の登録出願は、その出願において当該標章を証明標章として指定しない限り、かつ、その出願に、標章使用に関して適用される条件の写しであって、出願人が適正に証明したものを添付しない限り、行ってはならない。

(5) 前記の条件においては、標章を使用することを許可された者の名称、標章によって証明される特徴、所有者がこの特徴を検査し、標章の使用を監督するための方法、標章の使用に関連して支払われるべき手数料(存在する場合)、及び紛争解決のための手続を表示しなければならない。これらに加え、前記の条件には、本条に基づく他の要件を含めることができる。

- (6) 証明標章は、次の場合は登録されない。
- (a) 証明標章の所有者が、証明されている種類の商品又はサービスの供給を伴う事業を営んでいる場合、及び
 - (b) 標章の使用を規制する条件が、
 - (i) (5)の規定及び同項に基づいて定められる規約により課されるその他の要件に従っていない場合、及び
 - (ii) 公序良俗に反する場合
- (7) 登録証明標章の所有者が提起した侵害訴訟手続においては、許可された使用者が被った又は被る虞がある損失を考慮に入れるものとする。また、裁判所は、当該使用者のための金銭的救済の額の内の所有者が留保する範囲に関して適切と考える指示を与えることができる。
- (8) 第 136 条に規定する標章の抹消理由のほか、次の理由に基づいて証明標章の登録を抹消することができる。
- (a) 所有者が、(6) (a)にいう事業を開始したこと
 - (b) 所有者による標章の使用の結果として、標章が、標章の意味の性格について公衆に誤認を生じさせる虞を有するに至ったこと
 - (c) 所有者が、標章の使用を規制する条件を守らなかったか又は確実に守らせなかったこと
 - (d) 所有者が、標章の登録の対象である商品又はサービスを証明することができなくなっていること
 - (e) 条件が修正されて、その結果、条件が、
 - (i) (5)の規定及び規約によって課されるその他の条件に従わなくなっていること
 - (ii) 公序良俗に反すること
- (9) 第 134 条に規定する無効理由のほか、証明標章が(3)、(4)及び(5)の規定に反して登録されている場合は、これの無効を宣言することができる。
- (10) (a) 証明標章の登録は、登録簿内の長官が決定する部において行われるものとし、標章の使用を規制する条件の写しをその登録に添付しなければならない。
- (b) 証明標章についての出願公告は第 111 条(9)に従って行うものとし、それには、登録に添付されるべき条件の要約を含めなければならない。
- (c) (4)に基づいて登録された証明標章は、全ての目的で、登録標章とみなす。
- (d) 証明標章の使用を規制する条件は、登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供される。
- (11) (a) 証明標章の登録所有者は、標章の使用を規制する条件についてなされた変更又は修正を所定の方法で長官に通知しなければならない。
- (b) 当該変更及び修正の通知は、所定の手数料の納付を条件として、登録簿に記録される。標章使用条件についての変更又は修正は、そのように登録された場合に限り、効力を有するものとする。
- (c) 長官は、そのように登録簿に記録された変更又は修正の要約を官報において公告させる。

第 VI 部

第 XXX 章 商号

第 143 条 禁止商号

名称又は呼称が、その性質上若しくはその用途により、公序良俗に反するものであるか、又は何れかの共同体の宗教的若しくは人種的感情を害する虞があるか、又はその名称によって特定される企業の性質について業界若しくは公衆に誤認を生じさせる虞がある場合は、その名称又は呼称は、商号として認めることができない。

第 144 条 商号の保護

(1) 商号の登録について定めている如何なる成文法の規定にも拘らず、商号は、それが登録される前であっても、又は登録されていない場合であっても、第三者による不法行為に対して保護される。

(2) 商号としてか、又は商標、サービスマーク、団体標章若しくは証明標章としてかに拘らず、第三者による商号のその後の使用、又は類似の商号、商標、サービスマーク、団体標章若しくは証明標章のそのような使用であって、公衆に誤認を生じさせる虞があるものは、不法であるとみなす。

(3) 第 122 条を商号に適用する。

第 145 条 商号の譲渡及び移転

(1) 商号は、その商号によって特定される企業又は企業の一部の譲渡又は移転と共に、譲渡し又は移転することができる。

(2) 第 123 条の規定を商号に準用する。

第 VII 部

第 XXXI 章 集積回路の配置設計

第 146 条 保護を受ける権利

(1) 配置設計についての保護を受ける権利は、配置設計の創作者に属する。複数の者が配置設計を共同で創作した場合は、これらの者は保護を受ける権利の共有者となる。

(2) 雇用契約の履行中に又は業務の遂行中になされたか又は創作された配置設計についての保護を受ける権利は、当該雇用契約又は当該業務の遂行に係る契約に別段の規定がない限り、使用者又は当該業務を委託した者に属する。

第 147 条 独創性

(1) 本法に基づく保護は、全ての独創的な配置設計に与えられる。本条の適用上、配置設計は、次の場合は、独創的なものである。

(a) 当該配置設計が、別の配置設計又はその実質的部分の単なる複製により作り出されたものではなく、かつ

(b) 当該配置設計が、創作者の知的努力の所産であり、また、当該配置設計の創作時点において、配置設計創作者及び集積回路製造者の間でありふれたものでない場合

(2) 配置設計が、配置設計創作者又は集積回路製造者の間でありふれた要素及び相互接続の組合せから構成されている場合は、当該配置設計は、当該組合せを全体として見たときに(1)にいう条件を満たしている場合に限り、保護される。

第 148 条 保護の範囲

(1) この部に基づいて配置設計に与えられる保護は、当該配置設計を組み込んでいる集積回路がある物品に組み込まれていることを前提とするものではない。(2)の規定に従うことを条件として、配置設計の権利所有者は、次の行為の何れかをする事又は他人がすることを許可することについての排他権を有する。

(i) 集積回路に組み込むことによってか又はその他の方法によってかに拘らず、保護されている配置設計の全部又はその一部を複製すること。ただし、第 147 条(1)及び(2)にいう独創性の要件に従わない部分を複製する行為を除く。

(ii) 保護された配置設計若しくは保護された配置設計が組み込まれている集積回路、又は当該集積回路を組み込んでいる物品であって不法に複製された配置設計を含んでいないものを輸入し、販売の申出をし、販売し又はその他の方法により商業目的で流通させること

(2) この部によって与えられる配置設計についての保護の範囲は、次のものには及ばない。

(i) 保護された配置設計を、評価、分析、研究又は非営利の教授若しくは教育の目的で複製すること

(ii) (i)にいう分析、評価又は研究に基づいて創作された配置設計を集積回路に組み込むこと。ただし、当該配置設計が、それ自体第 147 条(1)及び(2)の意味で独創的であることか、又は本条(1)にいう行為の何れかを当該配置設計に関して実行するためのものであることを条件とする。

(iii) (1)(ii)にいう行為の何れかの実行であって、その行為が、保護された配置設計に関し

て又は当該配置設計が組み込まれた集積回路に関して実行され、かつ、当該配置設計又は集積回路が、権利所有者又はその同意を得て市場に出されている場合

(iv) 不法に複製された配置設計を組み込んでいる集積回路又は当該集積回路を組み込んでいる物品に関する(1)(ii)にいう行為の何れかの実行であって、当該行為を実行する者又は当該行為を命じる者が、当該集積回路又は当該集積回路を組み込んでいる物品を取得した時点において、不法に複製された配置設計を組み込まれていることを知らずに当該行為を実行し又は命じ、かつ、そのことを知っているべき合理的な理由もない場合

ただし、本号に基づく行為を実行し又は命じる者が当該配置設計は不法な複製物である旨を通知されている場合は、この者は、在庫品又は前記の通知を受ける前に注文した品物に関してのみ、行為を実行し又は命じることができ、かつ、当該配置設計に関して自由に取り決められるライセンスに基づいて支払われるであろう合理的なロイヤルティと同等の金額を権利所有者に支払わなければならない。

(v) この部に基づく保護は、スリランカ国内又は国外において、本法施行前に2年を超えて商業的に利用されている配置設計には与えられない。

第149条 保護の開始及び存続期間

(1) 本法に基づく配置設計についての保護は、次の何れかの日に開始する。

(i) 権利所有者が保護出願を第150条(2)に定める期間内に長官に提出することを条件として、権利所有者により又はその同意を得て、スリランカ国内又は国外において当該配置設計が最初に商業利用された日

(ii) 配置設計がスリランカ国内又は国外においてかつて商業利用されたことがない場合は、権利所有者が行った配置設計登録出願に対して付与された出願日

(2) この部に基づく配置設計についての保護は、当該保護の開始日から10番目の暦年の末日に終了する。

第150条 出願要件

(1) 配置設計の登録出願は所定の様式によりするものとし、所定の手数料を添え、庁においてしなければならない。異なる配置設計のそれぞれについて別個の出願をしなければならない。

(2) 配置設計が商業利用されたことがない場合は、何人も当該配置設計の登録出願をすることができ、また、スリランカ国内又は国外において利用されたことがある場合は、登録出願は当該利用の日から2年が経過する前にしなければならない。

(3) 出願は、次のとおりでなければならない。

(a) 当該配置設計の配置設計登録簿への登録を求める願書、及び当該配置設計の簡潔かつ正確な説明を含むこと

(b) 出願人の名称、宛先、国籍、及び出願人がスリランカ国外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先を明記すること

(c) 当該配置設計の図面の写し、及び当該集積回路が果たすことが意図されている電子的機能を明示する情報を添えること。ただし、出願においては、写し又は図面の内、当該集積回路の製造方法に関する部分を省くことができるが、その場合は、提出される部分が当該配置設計を特定する上で十分であることを条件とする。

- (d) 当該配置設計がスリランカ国内又は国外において利用されているか否か、及び存在する場合はその最初の商業利用の日を明記すること
 - (e) 第 146 条に基づいて保護を受ける権利を証明する明細を記載すること
 - (f) 当該配置設計の独創性についての宣言を添えること
 - (g) 代理人を通して出願をする場合は、出願人が代理人に与えた委任状を添えること
 - (4) (a) 出願人が(3)に定める要件に従っていない場合は、長官は、出願人にその旨を通知し、かつ、出願における欠陥を当該通知の日から 2 月以内に是正するよう要求する。
 - (b) 出願人が(a)に定める要件に従う場合は、長官は、出願の受領日としての出願日を付与する。
- ただし、当該出願には、配置設計を登録する必要性についての書面による陳述及び出願人の身元を証明できる情報を含めるものとし、かつ、配置設計の図面の写しを添えなければならない。
- (c) 出願人が原出願と共に配置設計の図面を提出しなかったが、(a)に定める期間内に配置設計登録出願を是正した場合は、是正措置の受領日を出願日であるものとみなす。長官は、書面による連絡により、出願人に対して出願日を確認する。
 - (d) 出願人が、長官からの通知の後も、(a)に定める期間内に出願を是正しない場合は、当該出願はなされなかったものとみなす。

第 151 条 配置設計の登録簿への登録

- (1) 長官は、配置設計登録簿を維持し、かつ、登録出願が承認され、保護の対象となった各配置設計を登録し又は登録させるものとする。
- (2) 出願が第 150 条の要件を満たしている場合は、長官は、当該配置設計の独創性、出願人の保護を受ける権利又は出願に記載されている事実の正確さについての審査を行うことなしに、当該配置設計を配置設計登録簿に登録する。
- (3) 配置設計登録簿には、配置設計の番号、名称、出願日及び第 150 条に基づいて出願に表示されている場合はスリランカ国内又は国外における最初の商業利用の日、並びに権利所有者の名称及び宛先、譲渡、移転、ライセンス契約その他所定の細目に関する詳細を記載する。
- (4) 何人も、所定の手数料を納付することを条件として、配置設計登録簿を閲覧し、かつ、その抄本を取得することができる。
- (5) 配置設計の全ての登録が官報において公告されるものとする。

第 152 条 移転を受ける権利及び登録簿の更正

- (1) 配置設計の本質的要素が他人の配置設計から当該他人の書面による同意なしに取られたものである場合は、当該他人は、自己の主張を立証する上で必要な全ての関係資料及び所定の手数料を添えて、書面により、当該出願を自己に移転するよう長官に請求することができる。当該出願が既に登録されている場合は、当該他人は、その登録の公告日から 1 年以内に、自己の主張を立証する上で必要な全ての関係資料及び所定の手数料を添えて、当該登録を自己に移転し、かつ、登録簿中の記載をそのように更正するよう長官に請求する書面を長官に差し出すことができる。
- (2) 長官は、直ちに前記の請求の写しを出願人又は場合により登録権利所有者に送付し、当該人に対し、所定の様式で、存在する場合は問題の配置設計についての自己の所有権を証明

する手持ちの資料及び所定の手数料を添えて、この通知の日から2月の期間内に反対請求を提出するよう要求するものとする。出願人又は登録権利所有者は、長官に反対請求を送付することができる。

(3) 登録権利所有者又は出願人が所定の期間内に(2)に基づいて要求された情報を提供しない場合は、長官は、前記他人の請求を認め、登録簿中の記載を更正する。

(4) 出願人又は権利所有者が(2)に規定するとおり反対請求を送付した場合は、長官は、両当事者を聴聞し、かつ、事件の本案を考慮に入れた後に決定を下し、その決定を当事者に通知する。

(5) 出願がなされた後に、保護を受ける権利を有する者が当該出願に同意を与えた場合は、この同意は、全ての場合について当該出願の出願日から効力を有するものとみなす。

第153条 所有権の変更及び契約ライセンス

(1) 保護された配置設計は、譲渡又は移転することができ、かつ、当該譲渡又は移転は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。

(2) 配置設計の譲渡人若しくは移転人又はその代理の者が署名した書面による請求があった場合は、長官は、所定の手数料の納付を条件として、当該所有権変更の細目を登録簿に記録し、当該変更を公告する。当該変更は、前記の記録がなされるまでは、第三者に対抗できない。

(3) 配置設計の権利所有者は、他の者又は企業にライセンスを許諾し、第148条(1)にいう行為の何れか又は全部をすることを許可することができる。当該ライセンス契約は、契約当事者又はその代理の者が署名した書面によらなければならない。当該ライセンス契約は、配置設計の登録に基づいて、所定の手数料と共に長官に提出されるものとし、長官は、当該ライセンス契約が存在することを登録簿に記録し又は記録させる。ライセンス契約は、そのように記録されるまでは、第三者に対抗できない。

第154条 配置設計の登録の取消

(1) 第151条に基づいて登録された配置設計に利害関係を有する者、又は長官を含む該当局は、次の何れかの理由に基づいて、当該登録の取消を求める申請を裁判所にすることができる。

(a) 当該配置設計が第147条に基づいて保護されないこと

(b) 権利所有者が第146条に基づいて保護を受ける権原を有さないこと、又は

(c) 当該配置設計がその登録出願前にスリランカ国内又は国外において商業利用されており、かつ、出願が第148条(2)及び第150条(2)に定める期限内になされなかったこと

(2) 配置設計の一部の取消理由が証明されたときは、配置設計のそれに対応する部分に係る登録のみが取り消される。

(3) 裁判所は、利害関係人又は長官を含む該当局からの書面による申請があった場合において、配置設計の登録所有者及び記録されている全ての譲受人、実施権者又は再実施権者が当事者とされるときは、登録の取消又は一部取消を命じることができる。

(4) 配置設計の登録又はその一部は、配置設計の登録又は事情に応じてその一部を無効にする効果を有し、かつ、これは、当該配置設計の保護の開始日から効力を有する。

(5) 裁判所はその決定を長官に通知するものとし、長官は、当該決定を記録し、かつ、その

旨の通知を官報において公告する。

第 155 条 代理人による代理

出願人(申請人)の通常の居所又は主たる事業所がスリランカ以外にある場合は、同人は、第 175 条に基づいて登録されている代理人により代理されなければならない。

第 156 条 侵害

- (1) 侵害とは、第 148 条の規定に違反する行為の実行をいう。
- (2) 裁判所は、次の者のために、差止命令を下し、損害賠償を裁定し、又はその他の適切な救済方法を講じることができる。
 - (a) 侵害又は急迫している侵害を防ぐ目的で、権利所有者のために。ただし、同人が、第 148 条に基づいて保護されている権利を侵害して配置設計がなされたと信じる理由に依拠して申請をする場合に限る。又は
 - (b) 実施権者のために。ただし、権利所有者が侵害について実施権者から知らされたときに裁判所に申請をしないか若しくは申請をすることを放置した場合において、実施権者が裁判所に申請をするときに限る。
- (3) 第 XXXV 章の規定を侵害及び権利所有者又は実施権者に利用可能な救済方法に関して適用する。
- (4) (2)に基づく訴訟は、配置設計の登録出願が長官になされた後にのみ提起することができる。

第 157 条 違法行為

故意に又は意図的に第 148 条の規定に違反する者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金、6 月以下の何れかの種類の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方を課されるものとし、かつ、2 度目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方を倍加することができる。これに加え、裁判所は、違法行為の実行に使用された配置設計、集積回路、物品若しくは材料又は器具の差押、没収及び廃棄を命じることができる。

第 158 条 本法の一定の規定の適用

税関布告第 125A 条及び第 125B 条並びに本法第 163 条から第 174 条まで、第 177 条、第 180 条、第 187 条、第 191 条及び第 195 条から第 204 条までの規定を、集積回路の配置設計に、及びこれらに関して、適用する。

第 159 条 解釈

この部において、文脈上他を意味する場合を除いて、

「集積回路」とは、その最終形態又は中間形態にある製品であって、その中で、少なくともその 1 が能動素子である要素及び相互接続の一部又は全部が、1 の材料の内部又は表面において一体として形成されており、かつ、電子的機能を果たすことが意図されているものをいう。

「配置設計」は「回路配置」と同義であり、その少なくとも 1 が能動素子である要素及び集

積回路の相互接続の一部又は全部の 3 次元配置(どのように表現されているかは問わない),
又は当該 3 次元配置であって, 製造用に意図された集積回路のために作られたものをいう。
「権利所有者」とは, 第 146 条にいう保護の受益者とみなされる自然人又は法人をいう。

第 VIII 部

第 XXXII 章 不正競争及び非開示情報

第 160 条 不正競争及び非開示情報

(1) (a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であつて、公正な慣行に反するものは、不正競争行為を構成する。

(b) 本条の規定は、発明、意匠、標章、商号、文学的、学術的及び芸術的著作物、並びにその他の知的所有権を保護する本法の他の規定とは関係なく、かつ、これらに加えて、適用される。

(2) (a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であつて、他人の企業又はその活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスに関して混同を生じさせるか又は混同を生じさせる虞があるものは、不正競争行為を構成する。

(b) 混同は、特に、次のものに関して生じる可能性がある。

(i) 標章。登録されているか否かを問わない。

(ii) 商号

(iii) 標章又は商号以外の事業識別名

(iv) 製品の外観

(v) 製品又はサービスの表示

(vi) 有名人又は周知の架空の人物

(3) (a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であつて、他人の企業の営業権又は評判を損なうか又は損なう虞があるものは、当該行為又は慣行が実際に混同を生じさせるか否かに拘らず、不正競争行為を構成する。

(b) 他人の営業権又は評判の毀損は、特に、次のものに係る営業権又は評判の希釈化に起因する可能性がある。

(i) 標章。登録されているか否かを問わない。

(ii) 商号

(iii) 標章又は商号以外の事業識別名

(iv) 製品の外観

(v) 製品又はサービスの表示

(vi) 有名人又は周知の架空の人物

(c) これらの規定の適用上、「営業権又は評判の希釈化」とは、標章、商号その他の事業識別名、製品の外観、製品若しくはサービスの表示、又は有名人若しくは周知の架空の人物の識別力又は広告上の価値の低下をいう。

(4) (a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であつて、企業又はその活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスに関して公衆に誤認を生じさせるか又は誤認を生じさせる虞があるものは、不正競争行為を構成する。

(b) 誤認は、広告又は販売促進から発生する可能性があり、特に次のものに関して生じる可能性がある。

(i) 製品の製造方法

(ii) 特定の目的についての製品又はサービスの適合性

- (iii) 製品又はサービスの品質若しくは数量又はその他の特性
 - (iv) 製品又はサービスの地理的表示
 - (v) 製品又はサービスを提供又は供給する条件
 - (vi) 製品又はサービスの価格、又は当該価格の算出方法
- (5) (a) 工業上又は商業上の活動の過程での虚偽の又は不当な申立であって、他人の企業又は当該企業の活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスの信用を傷つけるか又は傷つける虞があるものは、不正競争行為を構成する。
- (b) 信用毀損は、広告又は販売促進から発生する可能性があり、特に次のものに関して生じる可能性がある。
- (i) 製品の製造方法
 - (ii) 特定の目的についての製品又はサービスの適合性
 - (iii) 製品又はサービスの品質若しくは数量又はその他の特性
 - (iv) 製品又はサービスを提供又は供給する条件
 - (v) 製品又はサービスの価格、又は当該価格の算出方法
- (6) (a) 工業上又は商業上の活動の過程での行為又は慣行であって、非開示情報の、当該情報を合法的に管理している者(本条において「合法的所有者」という)の同意を得ていない、他人による、公正な慣行に反する方法での開示、取得又は使用を生じさせるものは、不正競争行為を構成する。
- (b) 他人による、合法的所有者の同意を得ていない、非開示情報の開示、取得又は使用は、特に次のものから生じる可能性がある。
- (i) 工業上又は商業上のスパイ活動
 - (ii) 契約違反
 - (iii) 秘密漏洩
 - (iv) (i)から(iii)までにいう行為の実行の勧誘
 - (v) 非開示情報の取得であって、当該取得には(i)から(iv)までにいう行為が含まれることを知っていたか又は重大な過失により知らなかった第三者によるもの
- (c) 本法の適用上、次の場合に該当する情報は、「非開示情報」であるものとみなす。
- (i) その情報が、一体として、又はその構成要素が正確に構成され、組み立てられた状態において、通常その種類の情報を扱っている集団内の者の間で一般に知られていないか、又はその者にとって容易に利用可能でない場合
 - (ii) その情報が、秘密のものであるために、現実の又は潜在的な商業的価値を有する場合
 - (iii) その情報が、その秘密を守るために、合法的所有者により、当該の事情の下で合理的な措置の対象とされている場合
- (d) 工業上又は商業上の活動の過程での行為又は慣行であって、次の何れかの行為となるものは、不正競争行為とみなす。
- (i) その作成に相当の努力を必要とした秘密の試験その他のデータであって、新しい化学的要素を用いる医薬品、農薬品又は化学品の販売承認を取得する目的で該当局に提出されているものの不正な商業利用
 - (ii) 当該データの開示。ただし、公衆を保護するために必要である場合、又は当該データを不正な商業利用から保護するための措置が取られている場合を除く。
- (e) 本法の適用上、非開示情報には次のものが含まれる。

- (i) 商品の製造又はサービスの提供に関する技術情報
 - (ii) 企業内で使用するために企業が開発した内部情報を含む業務情報。本条において、「企業」の語は、第 101 条におけるのと同じ意味を有する。
- (7) この部にいう行為又は慣行により害を被った如何なる者、企業、又は生産者、製造者若しくは商人の組合も、当該行為又は慣行の継続を禁止し、かつ、当該行為又は慣行の結果として被った損失に対する損害賠償を獲得するために、裁判所における訴訟手続を提起することができる。侵害に関する第 XXXV 章の規定を当該訴訟手続に準用する。
- (8) (a) 非開示情報を故意にかつ合法的権限なしに開示する者は、本法に基づく違法行為の責めを負うものとし、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金、6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方を科される。
- (b) 第 XXXVIII 章の規定を本項に定める違法行為に準用する。
- (9) (6)の規定により与えられる権利は、コモンロー上の権利に追加されるものであり、それらを適用除外するものではない。

第 IX 部

第 XXXIII 章 地理的表示

第 161 条 地理的表示の保護

(1) 利害関係人は何人も、次のことを妨げる権原を有する。

(i) 商品の指定又は表示において、問題の農産物、食品、ぶどう酒又は蒸留酒を含めた商品が真正の原産地以外の地理的区域を出所としていることを、商品の原産地に関して公衆に誤認を生じさせる方法で表示又は示唆する手段を使用すること

(ii) 第 160 条の意味で不正競争行為を構成する地理的表示を使用すること

(iii) 問題の地理的表示により表示されている場所を出所としていない農産物、食品、ぶどう酒若しくは蒸留酒を含めた商品を特定するか又は問題の地理的表示により表示されている場所を出所としていない商品を特定する地理的表示を使用すること。商品の真正の出所も表示されているか又は地理的表示が翻訳されて若しくは種類、タイプ、式、模倣等の表現を伴って使用されていても同様とする。

(2) 第 103 条、第 160 条及び第 161 条に基づいて地理的表示に与えられる保護は、当該商品の出所である領域、地域又は場所に関して字義上正しくはあるが、公衆に対して当該商品が他の領域を出所とすることを虚偽表示している地理的表示に対しても適用可能である。

(3) 農産物、食品、ぶどう酒又は蒸留酒を含めた商品についての複数の同じ地理的表示の場合は、(2)の規定に従うことを条件として、それぞれの表示に保護が与えられる。当該複数の表示の同時使用が認められる場合は、大臣は、関係の生産者に公正な取扱を確保する必要性及び虚偽の又は欺瞞的な表示からの消費者保護を考慮に入れて、当該の同じ表示をそれぞれ区別するための一定の実際的な条件を決定する。

(4) 裁判所は、本条にいう使用を防止するために適切と認められる差止命令及びその他の救済措置を認めることについての権限及び管轄権を有する。第 XXXV 章の規定を当該手続に準用する。

(5) 本条の適用上、「地理的表示」は、第 101 条におけるのと同じ意味を有する。

第 X 部

第 XXXIV 章 諮問委員会の構成及び権限

第 162 条 諮問委員会の任命等

(1) 大臣は、著作権、意匠、標章、特許及び不正競争に関する法律、並びに知的所有権のその他の分野又は問題に関連して自己に付託されている全ての事項に関し、自己に助言をするための諮問委員会(以下「委員会」という)を設置することができる。

(2) (1)に基づいて設置される委員会の構成は次のとおりとする。

(a) 大臣が法律又は商業若しくは関連分野において能力を示している者の中から任命した 5 名以上 10 名以下の委員(以下「任命委員」という)、及び

(b) 長官。長官は職権上の委員であり、諮問委員会の事務局長としての役割を果たす。

(3) (a) (4)の規定に従うことを条件として、委員会の任命委員の任期は 3 年とする。

ただし、辞職し、解任され又はそれ以外の形で役職を退いた委員の代わりとして任命された委員は、前任委員の任期の残存部分について役職を務めるものとする。

(b) 期間満了によって役職を退いた委員会の任命委員は、再任される資格を有する。

(4) (a) 委員会の任命委員は、大臣に辞表を提出することにより辞職することができ、当該辞職は、大臣が書面をもってその辞職を承認したときに効力を生じる。

(b) 大臣は、何らかの理由を付して、何時でも任命委員を解任することができる。

(c) 任命委員が、病気、スリランカからの不在、又はその他の理由のために一時的にその職務を遂行することができない場合は、大臣は、その代行委員として他の者を任命することができる。

(5) (a) 大臣は、委員会の任命委員の中から委員会の委員長(この部において「委員長」という)を指名する。

(b) 委員長が、病気、その他の虚弱又はスリランカからの不在を理由として、一時的にその職務を遂行することができない場合は、大臣は、他の任命委員をその代行者に指名することができる。

(c) 大臣は、何らかの理由を付して、何時でも委員長を解任することができる。

(d) 委員長は、大臣に辞表を提出することにより辞職することができ、当該辞職は、大臣が書面をもってその辞職を承認したときに効力を生じる。

(e) (c)及び(d)の規定に従うことを条件として、委員長の任期は、委員長が委員会の委員である期間とする。

(6) 委員会は、この部の規定に基づく職務を遂行するのを補助させるために必要な幹部職員及び一般職員を任命することができる。

(7) 委員会の委員は、基金から、大臣が財政問題担当大臣と協議して定める報酬の支払を受けることができる。

(8) 委員会の職務は次のとおりとする。

(a) 大臣が委員会に随時付託する著作権、意匠、商標、特許及び不正競争、又は知的所有権に関するその他の事項についての法律に関する事項若しくは問題について、調査し、大臣に報告すること

(b) 著作権、意匠、商標、特許及び不正競争、又は知的所有権についてのその他の事項に関

する、かつ、それらに適用される法律を随時精査し、当該法律についての変更、修正又は追加を大臣に提案すること

(c) (a)又は(b)にいう報告又は提案をする場合において、委員会が必要と認めるときは、商工会議所、専門職組織、関連機関、政府部局及び公衆の意見を聴取し、考慮に入れること

(9) 大臣は、委員会に対し、その職務の遂行及び権限の行使について、特別な又は一般的な指示を書面により与えることができ、委員会は、当該指示を実行しなければならない。

第 XI 部

第 XXXV 章 長官及び裁判所への申請及び手続

第 163 条 登録簿の訂正及び更正

(1) 長官は、意匠、特許、商標又は本法に規定するその他の登録の登録所有者又はその代理の者からの所定の様式によりなされた申請に基づき、次の事項に関して、誤りを訂正し又は変更を施すことができる。

(a) 意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の登録の登録所有者の名称、宛先又は説明

(b) 意匠、特許若しくは標章又はその他の登録の登録に関し定められる上記以外の事項

(2) 本法の他の規定に従うことを条件とし、かつ、それらの規定を損なうことなく、

(a) 裁判所は、登録事項の登録簿への不記入若しくは登録簿からの遺漏、十分な理由なしにされた登録簿への登録、誤って登録簿に残存している登録、又は登録簿における登録事項についての誤り若しくは欠陥による被害者からの申請に基づき、当該登録事項の実行、消去又は変更について、裁判所が適切と考える命令を出すことができる。

(b) 裁判所は、本条に基づく法的手続において、登録簿の更正に関連して決定することが必要であるか又は適切である問題について決定することができる。

(c) 登録された意匠、特許若しくは標章又は本法に規定されるその他の登録の登録、譲渡又は移転について詐欺行為があった場合は、長官は、本条の規定に基づいて自ら裁判所に申請することができる。

(3) 本法に基づく手続であって、求められている救済が登録簿の訂正、変更又は更正を含むものにおいては、長官は、裁判所に出頭して聴聞を受ける権利を有し、また、裁判所から出頭すべき旨の指示があったときは、出頭しなければならない。長官は、裁判所から別段の指示を受けた場合を除き、出頭して聴聞を受ける代わりに、裁判所に対し、自ら署名した陳述書であって、係争中の事件に関連する長官の下の手続の明細、又は長官が下したその事件に影響を与えている決定についての理由の明細、又は類似事件についての庁の慣行の明細、又は長官が適切と考える、当該事件に関連しており、長官として知る範囲内にある他の事項の明細を記載したものを提出することができる。当該陳述書は、その手続における証拠の一部を構成するものとみなす。

(4) 裁判所は、登録簿の訂正、変更又は更正の問題を取り扱うに際し、問題とされている登録又は求められている訂正、変更若しくは更正に関する長官の決定を審査する権限を有する。

第 164 条 登録簿の損傷した分冊の写しを作成し、復元された頁を作成し挿入する権限

(1) 長官が、本法に基づいて備えられる登録簿の何れかの分冊が修復できない程に破損していると認めた場合は、長官はその写しを作成させ、長官が指示する方法で認証させることができる。

(2) (1)の規定に基づいて作成され、認証された写しは、その原本である分冊に代替するものとし、当該写しは、全ての目的で、代替した分冊と同一の法的効力を有するものとみなす。

(3) 長官は、(1)の規定に基づいて作成した写しの対象である損傷した全ての分冊を、必要となるかもしれない参照のために、合理的に実行可能な長さの期間保存させる。

(4) 長官が、適切な調査を行った後、何れかの登録簿の何れかの分冊の何れかの頁が喪失して回復できないと認め、又はそのような頁が恒久的に損傷又は消失していて、登録事項若しくは登録事項の主要部分が判読できなくなっていると認めた場合は、当該頁を復元して作成させることができる。

(5) (4)に規定する頁の復元は、次の事項について規定する所定の手続に従ってする場合を除き、行ってはならない。

(a) 喪失し、毀損し又は損傷した頁に元来含まれていた事項を確認する際に、長官が認め、かつ、用いる証拠

(b) 復元頁の作成について長官が行う告知

(c) 復元される頁に含まれている事項の何れかによって影響を受ける者からの異論提起、及び

(d) 前記の異論についての長官による調査実施

(6) 長官によって本条の前各規定に従って何れかの頁が復元された場合は、長官は、当該復元頁を所定の方法で認証し、その後、該当する事情に応じ、当該復元頁を登録簿の該当する分冊において、喪失した頁が前に占めていた場所に、又は毀損若しくは損傷した頁の代わりとして、又は本条の規定に基づいて作成された分冊の写しに、挿入させるものとし、また、復元頁が前記のように認証され、挿入されたときは、その復元頁は、全ての目的で、代替した頁と同一の法的効力を有するものとみなす。

(7) 長官は、長官が必要と考える調査を行った後、本法の規定に基づいて備えられ又は交付された登録簿又は証明書中の登録事項について発見される誤記又は遺漏を是正ことができ、また、そのために、そのような証明書を回収し、修正すること又は代替の新たな証明書を交付することができる。

第 165 条 長官の証明書による証拠

長官が本法又は本法に基づいて制定された規則によって作成又は実行する権限を付与されている登録、事項又は事柄についての長官の署名があるとみなされる証明書は、当該登録がなされたこと、当該登録の内容、及び当該事項又は事柄が実行されたか又は実行されなかったことの一応の証拠となる。

第 166 条 認証謄本による証拠

本法に基づいて庁においてファイルされ又は備えられた書類、登録簿又はその他の帳簿の印刷され、機械的に作成され、タイプされ又は手書きされた謄本又は抄本であって、長官によって認証されているものは、スリランカの全ての裁判所において、更なる証明又は原本の提出なしに証拠として認められる。

第 167 条 立証方法

(1) 裁判所における本法に基づく全ての手続においては、別段の指示がない限り、証拠は宣誓供述書によって提示されなければならない。ただし、裁判所がそうすることが正しいと考える場合は、宣誓供述書による証拠に代え又はその追加として、口頭による証拠調べをすることができる。

(2) (1)の規定を長官の下での調査における証拠の提示に関して準用する。

(3) 証拠調べの一部が口頭でなされる場合は、長官は、調査委員会法の規定に基づいて設置される委員会に付与される権限であって、証人の出席及び書類の提出を要求すること並びに長官の下で審理される全ての者に宣誓をさせることに関するものを行使することができる。

第 168 条 長官による裁量権の行使

本法又は本法に基づいて制定された規則によって長官に裁量権その他の権限が付与されている場合は、長官は、その権限を、登録出願人、又は意匠、特許若しくは標章又は本法に規定する他の事項の登録所有者に関して、当該出願人又は登録所有者に聴聞を受ける機会(所定の期間内に行なうことが正規に定められている場合)を与えることなしには、不利になるように行使してはならない。

第 169 条 長官に対する法務総裁の助力

長官は、本法の何れかの規定の執行に関して疑義又は困難が生じた場合は、法務総裁の助力を求めることができる。

第 170 条 侵害及び救済

(1) 本法に基づいて公認の権利が付与されている者が、何人かが自己の権利を侵害しようとしているか若しくは侵害していること、又は本法に基づく権利を侵害する虞がある行為をしていることを裁判所が納得できるように証明した場合は、裁判所は、当該人が当該侵害を開始し若しくは継続すること又は当該行為を実行することを抑制する差止命令を出すことができ、また、損害賠償及び裁判所が公正かつ適切と認める他の救済を命じることができる。差止命令は、損害賠償の裁定と並行して出すことができ、また、申請人が損害賠償を受ける権原を有するとの理由のみで拒絶してはならない。

(2) 被告は、(1)にいう訴訟手続において、事情に応じて意匠、特許、標章の登録若しくは本法に規定するその他の登録又はこれらの登録の一部を無効と宣言するよう裁判所に請求することができ、その場合は、当該登録の無効に関する条の規定を適宜適用する。

(3) (a) 裁判所は、次のことを命じる権限を有する。

(i) 侵害者が、当該侵害により権利所有者が被った損失について権利所有者に補償する上で適正な損害賠償を、利益回収分に追加して、権利所有者に支払うこと

(ii) 侵害商品を商業経路の外で処分すること又は補償金を支払うことなく廃棄すること

(iii) 一方の当事者が合理的に利用可能な証拠を主張の裏付として提出し、当該主張の証明に關係する証拠が相手方当事者の管理下にあることを明示した場合において、秘密情報の保護の条件の下で、相手方当事者が、主張の証明に關係する証拠であって、自らの管理下にあるものを提出すること

(b) 裁判所は、侵害商品を作るのに使用された材料及び器具に関して、(1)に定める命令を出すことができる。

(4) 前記の命令を出すに際し、侵害の程度と命じる救済方法との間に均衡を保つ必要性、及び第三者の利害を考慮に入れるものとする。偽造商標商品に関しては、例外的な場合を除き、不法に付された商標を除去するのみでは、当該商品を商業経路に流すことを認める上で十分でない。

(5) 裁判所は、それが侵害の程度と釣り合いが取れない場合を除き、侵害者に対し、侵害商

品又はサービスの生産及び流通に関わった者の身元、並びにこれらの者が用いた流通経路を権利所有者に通知するよう命じることができる。

(6) 裁判所は、適切な場合、特に如何なる遅延も権利所有者に回復不能の害を惹起する虞がある場合又は証拠が失われるとの実証可能な虞が存在する場合は、保護に関して一方的な暫定措置を命じる権限を有する。

(7) 一方的な暫定措置が命じられた場合は、影響を被る当事者は通知を受けるものとし、通知を受領したときは、命じられた暫定措置が修正され若しくは取り消されるべきであるか否かについて聴聞を受ける権原を有する。

(8) 暫定措置が修正され若しくは取り消された場合、又は保護されている権利についての侵害が存在しなかったことがその後判明した場合において、裁判所は、被告から請求があったときは、申請人に対し、生じた権利侵害について適正な補償金を支払うよう命じる権限を有する。

(9) 裁判所は、申請人に対し、被告を保護し、かつ、本条の前各規定にいう暫定措置の濫用を防止するために十分な保証金又は同等の保証を提供するよう要求することができる。

(10) 本法に基づいて保護された権利の所有者は、損害賠償の裁定に関する本法の如何なる規定にも拘らず、確定判決の前は何時でも、証明された現実的損害賠償の代わりに、5 万ルピー以上 100 万ルピー以下の訴訟の対象である侵害について裁判所が適正かつ公正と考える法定損害賠償の裁定を獲得することを選択することができる。

(11) 善意でかつ本法の規定の適用においてなされた如何なる行為についても、公務員に対して訴訟又は訴追を提起してはならない。

第 171 条 実施権者(使用権者)による又はその請求に基づく侵害訴訟

意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項に関するライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施権者(使用権者)は、次の行為を実行することができる。

(a) 侵害の虞、侵害又は第 170 条にいう行為に関して、意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項の登録所有者に対し、差止命令を申請するよう要求すること

ただし、実施権者(使用権者)は、侵害の虞、侵害又は当該侵害に関係して遂行されている行為を表示し、本法に基づいて求める救済方法を指定しなければならない。また

(b) 前記の意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項の所有者が、前記の要求を受けてから 3 月以内に差止命令を申請することを拒絶するか又はその申請をしない場合は、自己の名義で差止命令を求める申請をすると共に、登録所有者に対し当該訴訟に参加することができる旨を通知すること

ただし、裁判所は、実施権者(使用権者)が重大な損害を回避するために即時の行為が必要であることを証明したときは、実施権者(使用権者)からの申請に基づき、(b)に定める 3 月の期間の満了前にも、差止命令を出すことができる。

第 172 条 不侵害の宣言

(1) 裁判所は、正当な利害関係を証明する者が、意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項の登録所有者の内の該当する者を当事者として提出した申請に基づき、特定行為の実行の虞又はその実行が、前記の意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項についての侵害の虞又は侵害を構成しない旨の宣言をすることができる。

(2) 意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の登録の登録所有者の内の該当する者は、前記の申請について、譲受人又は実施権者(使用権者)に通知しなければならず、後者は、登録所有者との間の契約に別段の規定がない場合は、その訴訟に参加する権利を有する。

(3) 不侵害の宣言を求める訴訟は、意匠、特許若しくは標章又は本法に規定するその他の事項の登録無効を宣言するための訴訟と同時に提起することができる。

ただし、不侵害の宣言を求める訴訟における争点が未だ侵害訴訟の対象となっていないことを条件とする。

(4) 1978年司法裁判所法 No.2 及び民事訴訟法の規定は、本法に基づいて裁判所にされる全ての差止命令申請に適用される。

第173条 上訴

(1) 長官が本法の規定に基づいてした決定に不服がある者は、当該決定の日から6月以内に、それについて裁判所に上訴することができる。

(2) 当該人は、知的所有権庁のファイル中の全ての関係する書類及び宣誓供述書の写しを添え、上訴対象である決定の認証謄本を付した上訴申立書により、裁判所に上訴することができる。上訴申立書並びに添付した書類及び宣誓供述書の写しは長官及び上訴申立書に名を挙げたその他の被上訴人に送達しなければならない。当該送達の証拠は上訴申立書と共に裁判所に提出しなければならない。被上訴人は、反対陳述書を提出することができる。

(3) 裁判所は、長官から原ファイルを求めることができ、かつ、争点事項に関して既に長官に提出された証拠の追加又は補足としての宣誓供述書及び書類による新たな証拠であって、裁判所が必要とするものを受領し、認容することができる。

(4) 裁判所は、当該上訴に基づいて、長官の決定を確認し、取り消し若しくは変更すること、又は裁判所が必要とするとおりの指示を長官に出し若しくは長官による更なる聴聞を命じることができる。

(5) (4)に基づいて裁判所から出された、自己が当事者である命令に不服を有する者は、当該命令に対して、先ず最高裁判所の許可を得た上で、事実上又は法律上の誤りの是正を求めて最高裁判所に上訴することができる。

(6) (5)に基づく最高裁判所への全ての上訴は、最高裁判所への上訴に係る特別許可に関する最高裁判所規則に定める手続にできる限り従って行われなければならない。

第174条 長官及び裁判所への手続の費用

(1) 本法に基づく長官の下での全ての手続において、長官は、自己が適切と考える費用を当事者に裁定し、かつ、誰に及び何れの当事者にこれを支払うべきかを指示する権限を有する。当該命令は裁判所に提出することができ、その上で、当該命令を裁判所の命令であるものとして執行することができる。

(2) 本法に基づいて裁判所に提起された全ての手続において、長官が費用を支払うよう命じられることはない。ただし、裁判所は、自己の裁量により、長官に対して費用を支払うよう命じることができる。

第 XXXVI 章 登録代理人

第 175 条 登録代理人

- (1) 本法にいう代理人とは、本法の規定に基づいて、又は本法に基づいて制定された規則に従って登録された代理人をいう。
- (2) 本法に基づいて代理人として登録された者は、本法に基づいて代理人として行動する権限及び資格を有する。
- (3) 次の条件を全て満たす者は、代理人として認め、登録することができる。
 - (a) スリランカ国民であり、通常スリランカに居住していること、及び
 - (b) (i) スリランカ最高裁判所の弁護士であるか、又は
 - (ii) 代理人について定められた資格を有する者であること、及び
 - (c) 所定の手数料を納付すること
- (4) 法人又は事務所は、当該法人の取締役の過半数、又は当該事務所のパートナーの過半数が登録代理人であることを条件として、代理人として行動することができる。
- (5) 本法に基づく代理人の登録は 3 年間有効とし、所定の手数料を納付することを条件として、連続する 3 年間について更新可能である。ただし、所定の割増手数料を納付することを条件として、更新について 6 月の猶予期間が認められる。
- (6) (2) の如何なる規定にも拘らず、この章に基づいて登録されていなくても、適正に任命された代理人は、この章の規定の施行日から 2 年間は、その依頼人を代理することができる。
- (7) 本法にいう委任状とは、適正に作成された委任状又は本人が適正に署名した授權状をいう。

第 XXXVII 章 基金

第 176 条 基金

- (1) 本法の適用のために基金を設定するものとし、当該基金は、通商担当大臣の省の次官が長官と協議して指示する方法で維持される。
- (2) 本法及び本法に基づいて制定された規則に基づいて賦課され又は回収される全ての手数料又は課徴金の 3 分の 2 は、当該基金に払い込まれる。
- (3) (1) にいう基金から、長官が本法に基づく権限、機能及び責務を行使、遂行及び履行する上で生じた費用を支払うのに必要な全ての金額、並びに本法又は本法に基づいて制定された規則により又はそれに基づいて当該基金から支払うことが必要とされる全ての金額が支払われる。
- (4) 本法又は本法に基づいて制定された規則に基づいて賦課され又は回収される全ての手数料又は課徴金の内、(2) に基づいて基金に払い込まれた金額を除いた残り 3 分の 1 は、統合基金に入金する。
- (5) 通商担当大臣の省の次官は、各暦年の終了後速やかに、前記基金の運営に関する報告書を作成するものとし、また、各暦年に関し、同基金についての完全で適切な計算書を保存させる。
- (6) 会計検査院長は、憲法第 154 条に基づいて当該基金の会計検査をする。
- (7) 当該基金の会計年度は、暦年とする。

第 XXXVIII 章 違法行為及び刑罰

第 177 条 登録簿の登録事項に関する虚偽

本法に基づいて備えられる登録簿の何れかに虚偽の登録をし若しくは登録をさせ、当該登録簿における登録事項の写しと偽称する書面を作成し若しくは作成させ、又は登録事項若しくは記述が虚偽のものであることを知りながら、前記の書面を証拠として作成若しくは提出し、若しくは作成若しくは提出させた者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金又は 7 年以下の拘禁に処される。

第 178 条 著作権の侵害

(1) 第 II 部に基づいて保護された権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又は当該罰金及び拘禁期間の双方を倍加することができる。

(2) 第 II 部に基づいて保護された権利を侵害して複製品が作成されたことを知っているか又はそのように作成されたと信じる理由を有する者であつて、当該複製品を販売し、販売のために陳列し、又は販売若しくは賃貸のために若しくはその他の取引目的で保有するものは、違法行為の責めを負い、治安判事により有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はその双方を倍加することができる。

(3) 他人の権利を侵害するコンピュータ・プログラムを自ら保有しているか又は当該プログラムを利用できることを知っており若しくはそのことを信じる理由を有する者であつて、当該プログラムを故意に営利目的で使用するものは、違法行為の責めを負い、治安判事により有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

(4) 治安判事は、被疑者が有罪判決を受けたか否かに拘らず、著作物の全ての複製品及び侵害に使用された全ての器具又は被疑者所有の全ての原版について、侵害する複製品であり、又は侵害する複製品を作る目的で使用された原版若しくは器具であると認めるときは、それらを廃棄し若しくは著作権所有者に引き渡すこと、又は治安判事が適切と考える方法で処分することを命じることができる。

第 179 条 意匠の侵害

意匠の登録所有者、譲受人又は実施権者の権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はそれら双方の倍のものに処される。

第 180 条 意匠に関する虚偽表示

(1) 工業上又は商業上の目的で次の表示をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

- (a) 登録意匠でない意匠に関して、それが登録意匠である旨の表示
 - (b) 登録意匠が、その登録の対象ではない商品に関して登録されている旨の表示
 - (c) 登録簿に記録されている制限を考慮すれば登録が排他権を与えていない事情において、意匠登録がその意匠の使用について排他権を与えている旨の表示
- (2) ある者が意匠に関連して「登録済」の語を、又は意匠に関してそれが登録されていることを表現する若しくは仄めかす語を使用した場合は、当該人は、意匠が登録されている旨の表示をしたものとみなす。

第 181 条 特許の侵害

特許の登録所有者、譲受人又は実施権者の権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はそれら双方が倍加される。

第 182 条 特許に関する虚偽表示

- (1) 工業上又は商業上の目的で次の表示をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪の判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。
- (a) 登録特許でない特許に関して、それが登録特許である旨の表示
 - (b) 登録特許が、その登録の対象ではない製品又は方法に関して登録されている旨の表示、又は
 - (c) 登録簿に記録されている制限を考慮すれば登録が排他権を与えていない事情において、特許登録がその特許の使用について排他権を与えている旨の表示
- (2) ある者が特許に関連して「登録済」の語を、又は特許に関してそれが登録されていることを表現する若しくは仄めかす語を使用した場合は、当該人は、特許が登録されている旨の表示をしたものとみなす。

第 183 条 特許に関する情報の不法開示

庁において現に雇用されている者又は過去に雇用されていた者であって、庁における雇用期間中に特許又は特許に関連する事項に関して取得した情報を、当該情報を受領する権原若しくは権限を有していない者に伝え、当該情報を公衆に開示し、又は当該情報についてこれら以外の不法な使用をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

第 184 条 標章の侵害

標章の登録所有者、譲受人又は使用権者の権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はそれら双方が倍加される。

第 185 条 標章に関する虚偽表示

(1) 工業上又は商業上の目的で次の表示をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪の判決を受けたときは、50 万ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

(a) 登録標章でない標章に関して、それが登録標章である旨の表示

(b) 登録標章が、その登録の対象ではない製品又はサービスに関して登録されている旨の表示、又は

(c) 登録簿に記録されている制限を考慮すれば登録が排他権を与えていない事情において、標章登録がその標章の使用について排他権を与えている旨の表示

(2) ある者が標章に関連して「登録済」の語を、又は標章に関してそれが登録されていることを表現する若しくは仄めかす語若しくは標識を使用した場合は、当該人は、標章が登録されている旨の表示をしたものとみなす。

第 186 条 標識及び取引表示に関するその他の違法行為

(1) 次の何れかの行為を実行した者は、この部の規定に従い、かつ、自己が詐欺をする意思を有さずに実行したことを証明しない限り、違法行為の責めを負う。

(a) 標章を偽造すること

(b) 誤認を生じさせる虞がある程に登録商標に類似する標章を、偽って商品に使用すること

(c) 標章を偽造し又は偽造のために使用する目的で、金型、印章の版木、機械又はその他の器具を製造すること

(d) 商品について、虚偽の取引表示を使用すること

(e) 標章を偽造する目的で、金型、印章の版木、機械又はその他の器具を処分し又は保有すること

(f) 本項にいう何れかの事項を実行させること

(2) 偽造された標章若しくは虚偽の取引表示が使用されているか、又は誤認を生じさせる程に登録標章に類似する標章が偽って使用されている商品若しくは物品を販売し、販売のために陳列し、若しくは販売のために若しくは取引若しくは製造の目的で保有する者は、次のことを証明しない限り、違法行為の責めを負う。

(a) 当該人は違法行為を避けるためのあらゆる合理的な予防措置をとっており、違法行為がされたと申し立てられている時期には標章又は取引表示の真正性について疑うべき理由を有していなかったこと、及び

(b) 当該人は公訴官若しくはその代理の者からの要求に基づいて、当該商品若しくは物品の入手先である者に関し、自己の力が及ぶ全ての情報を提供したこと、又は

(c) 前記以外の点において、自己は善意で行動していたこと

(3) 通常、長さにより若しくは個数により販売される反物であって、スリランカ以外で製造されたものを輸入する者、又は製造場所がスリランカの領域内であるか領域外であるかを問わず、通常、長さにより若しくは個数により販売される反物を販売し、販売のために陳列し、若しくは販売のために若しくは取引の何らかの目的で保有する者は、各々の反物に、その長さが、実際の長さに従って標準メートル又は標準メートルとその端数による英語での数字が目立つように印字されていない場合は、違法行為の責めを負う。

ただし、本項の如何なる規定も、スリランカ国内で手作業のみによって製造された反物には

適用されない。

(4) 本条に基づいて違反行為の責めを負う者が治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50万ルピー以下の罰金若しくは2年以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方を倍加することができる。

(5) 治安判事は、被疑者が有罪判決を受けるか否かに拘らず、違法行為の実行に使用され若しくは関係したか又は使用された可能性若しくは関係した可能性がある全ての動産、物品、器具又は物について、それらを廃棄すること、国への没収を宣言すること、又は自己が適切と考えるその他の処分をすることを命じることができる。

第187条 法人による違法行為

本法にいう違法行為が法人によって実行された場合は、違法行為が実行された時に当該法人の社長、管理職、秘書役その他類似の幹部であった全ての者は、当該違法行為について責めを負うものとみなす。ただし、前記の者が、違法行為がその同意又は黙認なしに実行されたこと、また、違法行為の実行を防止する上であらゆる適切な注意を払っていたことを証明したときは、この限りでない。

第188条 解釈

この部の適用上、文脈上他を意味する場合を除いて、第101条に記載した定義を適用する。

第189条 虚偽の名称又はイニシャル

(1) 虚偽の取引表示を商品に使用することに関する、又は虚偽の取引表示が使用されている商品に関するこの部の規定は、

(a) 登録標章を含んでいるか否かに拘らず、数字、語、標章又はそれらの配置若しくは組合せであって、その商品が、その製造又は商品化に真正に関わる者以外の者による製造物又は商品であると公衆に信じさせる虞があるものを商品に使用することにも適用される。

(b) ある者の名称又はイニシャルが取引表示であるものとして、その者の虚偽の名称又はイニシャルを商品に使用することにも、また、その者の虚偽の名称又はイニシャルが使用されている商品にも適用される。

(2) この部の適用上、商品に使用される場合の「虚偽の名称又はイニシャル」という表現は、ある者の名称又はイニシャルであって、次のものの全てを意味する。

(i) 標章、又は標章の一部ではないもの、及び

(ii) 同一種類の商品に関連する事業を営んでいる者であって、その名称又はイニシャルの使用を許可されていないものの名称又はイニシャルと同一であるか又は紛らわしい模倣であるもの、及び

(iii) 架空の人物又は当該商品に関連する事業を善意では行っていない者の名称又はイニシャルであるもの

(3) 取引表示が使用されている商品に、その商品に含まれているより大きな数値のメートル又は標準メートルが含まれていることを示す又は仄めかす取引表示は、虚偽の取引表示である。

第190条 標章の偽造

次の何れかの者は、標章を偽造したものとみなし、また、そのようにして作成され又は変造された標章は、この部において偽造標章という。

(a) 標章所有者の同意を得ないで、その標章又は誤認を生じさせる程にその標章に類似する標章を作成する者、又は

(b) 真正の標章を、変更、追加、除去その他の方法で、変造する者

ただし、標章の偽造についての訴追においては、所有者からの同意についての立証責任は、被疑者にある。

第191条 虚偽の宣言による違法行為

次の行為をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事による有罪判決を受けたときは、50万ルピー以下の罰金に処される。

(a) 虚偽の宣言を長官に対して行うこと

(b) セイロン茶及びセイロンシナモンを含む地理的表示に関して虚偽の宣言を行うこと

第192条 標章及び表示の使用

(1) 次の行為をした者は、標章又は取引表示を商品に使用したものとみなす。

(a) 標章又は取引表示を商品自体に使用すること、又は

(b) 標章又は取引表示を、販売若しくは陳列する商品、又は販売、取引若しくは製造する目的で保有している商品に係る包装、ラベル、リールその他の物に使用すること、又は

(c) 販売する商品、又は販売、取引若しくは製造の目的で陳列し若しくは保有する商品を、標章又は取引表示が使用されている包装、ラベル、リールその他の物の中に入れ、それらの物で包み、又はそれらを添付すること、又は

(d) 標章又は取引表示を、その使用に係る商品が当該標章又は取引表示によって指定又は説明されていると信じさせる虞がある方法で使用する

(2) 「包装」という表現は、栓、樽、瓶、容器、箱、カバー、カプセル、ケース、フレーム又は包装紙を含み、また、「ラベル」という表現は、帯又は正札を含む。

(3) 標章又は取引表示は、それが商品又は包装、ラベル、リールその他の物に織り込まれ、印刷され、印字され、烙印されるか、又はその他の方法で加工、添付若しくは貼付された場合は、使用されたものとみなす。

(4) 標章又は誤認を生じさせる虞がある程に類似する標章を、その標章の所有者の同意を得ないで使用した者は、偽ってその標章を商品に使用したものとみなすが、商品への標章の虚偽の使用についての訴追においては、所有者からの同意についての立証責任は、被疑者にある。

第193条 通常の業務過程に雇用される一定の者についての除外規定

ある者が、標章を偽造するために若しくは偽造するのに使用するために金型、スタンプブロック、機械その他の器具を製造したことを理由として、又は標章若しくは標章に誤認を生じさせる虞がある程に類似する標章を偽って商品に使用したことを理由として、又は虚偽の取引表示を商品に使用したこと若しくは本項に規定する事項が実行されるようにしたことを理由として告発された場合において、次の事項を証明したときは、当該人は訴追を免れるもの

とするが、当該人が本条に定める抗弁を用いる意思を公訴官に正規に通知していない限り、公訴官に生じた費用を弁償しなければならない。

(a) 当該人が、自己の通常の業務過程において、他人のために、標章を作成するための若しくは標章を作成するのに使用するための金型、印章の版木、機械その他の器具を製造するために、又は場合によっては標章若しくは取引表示を商品に使用するために雇用されていること、及び告発の対象である事件において、スリランカに居住する者によって前記のとおり雇用されていたが、当該商品について、商品の販売から生じる利益又は手数料の形では関与していなかったこと、及び

(b) 当該人が、告発対象である違法行為を実行しないよう合理的な予防措置をとっていたこと、及び

(c) 当該人が、申し立てられている違法行為が実行された時に、その標章又は取引表示の真正性を疑うべき何らの理由も有していなかったこと、及び

(d) 当該人が、標章又は取引表示を使用する原因となった者に関して、自己の力の及ぶ全ての情報を公訴官に提供したこと

第 194 条 訴答における標章の記述方法

標章又は偽造標章について言及することが求められる起訴、告発、訴訟又は書類においては、追加の説明をすることなく、また、写し又はファクシミリを添付することなく、その標章又は偽造標章が標章又は偽造標章であることを陳述すれば足りるものとする。

第 195 条 証拠についての規則

この部に基づく違法行為の訴追においては、

(a) 被告訴人及び被告訴人が適当と考えるときはその配偶者を、証人として召喚することができ、召喚された場合は、宣誓させられ、尋問を受けなければならないが、また、他の証人の場合と同様の方法で、反対尋問及び再尋問の対象とされる。

(b) 輸入商品の場合は、船積港についての証拠は、その商品が製造又は生産された場所又は国についての一応の証拠とする。

第 196 条 共犯の処罰

スリランカにいる者は、スリランカで行ったならばこの部に基づいて違法行為となる筈である行為を、スリランカ以外で行うよう教唆した場合は、その違法行為を犯したものとみなされ、当該人がいるスリランカの地方又は場所においてその違法行為が実行されたものとして、そこで起訴され、訴訟手続がなされ、審理され、また、有罪判決を受ける。

本条の適用上、「教唆」は、刑法第 101 条におけるのと同じ意味を有する。

第 197 条 搜索令状

(1) (a) 治安判事は、この部にいう違法行為が実行されたことについての告訴状を受領したときは、当該違法行為を実行したと申し立てられている者に対し、裁判所に出頭し、かつ、理由を示すよう要求する召喚状を、又は当該人が出頭しない場合は当該人の逮捕状を出すことができる。

(b) 治安判事は、宣誓に基づく告訴状により、申し立てられている違法行為の実行手段とな

ったか若しくは当該行為の実行と関連している商品又は物件が、前記の告訴状に基づいて告訴されている者の家屋若しくは敷地内に存在すると、又は何れかの場所においてその者が保有若しくは管理していると信じる合理的な理由があると認めるときは、自ら署名した令状を出すことができる。

(c) 警察官、又は令状において指名若しくは言及された他の者が、合理的な時刻に前記の家屋、敷地又は場所に立ち入り、捜査し、前記の商品又は物件を押収することは合法的である。当該令状に基づいて押収された商品又は物件は、それらをこの部に基づいて没収するか否かを決定する目的で、治安判事裁判所に搬入するものとする。

(2) (a) 商品又は物件の所有者が有罪判決を受けたならばこの部に基づいて没収されることになる商品又は物件の所有者が明らかでないか又は発見できないときは、当該没収を執行するのみの目的で告訴状又は訴状を提出することができ、また、治安判事裁判所は、通知書を公告させ、当該通知書に記載されている時及び場所において、当該商品又は物件を没収すべきでない旨の反対理由を証明することを要求することができる。

(b) 当該商品若しくは物件についての所有者若しくはその代理の者又は他の利害関係人が、前記の通知書に指定されている時及び場所において十分な反対理由を証明しなかった場合は、治安判事は、当該商品若しくは物件又はその一部を没収する命令を出すことができる。このような命令は全て、上訴の対象とすることができる。

(3) 本条又はこの部の他の規定に基づいて没収された商品又は物件は、没収を命じた治安判事が指示する方法で、廃棄又はそれ以外の処分をすることができ、また、当該治安判事は、当該商品の処分(最初に、全ての標章及び取引表示を除去する)によって実現される収益の中から、善意の当事者が当該商品の取引で被った損失に対して補償金を与えることができる。

第 198 条 防御及び訴追の費用

この部に基づく訴追においては、裁判所は、被告訴人又は公訴官それぞれから与えられた情報及びそれらの行為を考慮した上で、公訴官から被告訴人に、又は被告訴人から公訴官に支払われるべき費用について命令を出すことができ、そのように費用として裁定された金額は、罰金であるものとして回収される。

第 199 条 虚偽の取引表示に関する規定が適用されない場合

本法の施行時に、ある取引表示が、特定の類の商品又は特定の方法で製造された商品について、当該商品に係る特定の類又は製造方法を表示するために合法的かつ一般的に使用されている場合において、虚偽の取引表示に関するこの部の規定は、当該取引表示が前記のとおり使用されているときは、適用されない。

ただし、その取引表示が場所又は国の名称を含んでおり、かつ、その表示が使用されている商品が実際に製造又は生産された場所又は国について誤認を生じさせる虞があり、また、その商品が実際には当該の場所又は国で製造又は生産されていない場合は、本条の規定は適用されないが、その取引表示に、その場所又は国の名称の直前又は直後に、同様に目立つ形で、その商品が実際に製造又は生産された場所又は国の名称が、それらの商品がそこで製造又は生産された旨の陳述を付して追記されている場合は、この限りでない。

第 200 条 留保規定

(1) この部の規定は、何人に対しても、この部の規定がなかったとすれば提起されたかもしれない訴訟又はそれ以外の法的手続を免除するものではない。

(2) この部の如何なる規定も、訴訟において、完全な開示をすること又は質問若しくは質問書に回答することを拒絶する権原を何人にも与えるものではないが、そのような開示又は回答は、この部に基づく違法行為について訴追を受けている者に対する証拠としては認められない。

(3) この部の如何なる規定も、スリランカに居住する使用者の使用人であって、善意で当該使用者の指図に従って行動するものを、公訴官又はその代理の者によって要求された場合における当該使用人に関する情報の開示を理由として、訴訟又は訴追の対象とするものと解してはならない。

第 201 条 裁判管轄権が及び、かつ、保釈が可能な違法行為

この部に基づく一切の違法行為は、1979 年刑事訴訟法 No. 15 の意味において裁判管轄権が及び、かつ、保釈が可能なものとする。刑事訴訟法の規定をこの部に基づく違法行為に適用する。

第 202 条 訴追についての制限

本法に基づく違法行為についての訴追は、告発された違法行為の実行から 3 年の満了又は公訴官がそれを発見してから 2 年の満了の何れか早い方が生じた後は、開始してはならない。

第 203 条 標章を付した商品の販売に関する黙示的保証

標章又は取引表示が使用されている商品の販売又はその販売契約書においては、売主は、その標章が真正の標章であり、偽造されたもの若しくは偽って使用されているものでないこと、又はその取引表示がこの部の意味における虚偽の取引表示でないことを保証しているものとみなす。ただし、別段の趣旨が売主又はその代理の者が署名した書面で表現され、それが販売又は契約時に買主に引き渡され、買主によって承諾されている場合は、この限りでない。

第 XXXIX 章 規則

第 204 条 規則

(1) 大臣は、本法の原則及び規定を遂行するため又はそれを施行するために、特に本法によって規定することを要求されている事項に関して、随時規定を制定することができる。

(2) (1) によって与えられた権限の一般性を損なうことなく、大臣は、次の事項の一部又は全部について規則を制定することができる。

(a) 登録手続

(b) 登録のための、商品及びサービスの分類

(c) 登録その他の事項に関して納付する手数料

(d) 本法に基づく目的で使用される様式

(e) 第 II 部に定める権利をその所有者の代理として管理する組織の設立及び当該組織の作業条件の設定

- (f) 第 XXXVI 章に定める代理人に関する承認，登録，取消，抹消その他の事項
 - (g) スリランカにおける特許協力条約の運用の方法
 - (h) 本法に基づき，長官の指示又は管理の下に置かれている全ての事項
- (3) 大臣が制定した全ての規則は，官報において公告され，また，当該公告の日又は公告において指定する公告日より後の日から施行される。
- (4) 大臣が制定した全ての規則は，官報における公告後，事情が許す限り速やかに，承認を得るために議会に提出しなければならない。議会によって承認されなかった規則は，不承認の日に取り消されたものとみなすが，その規則に基づいて既に実行されたことを損なうものではない。
- (5) 大臣が制定した規則が前項の規定によって取り消されたものとみなされる日については，それを官報において公告する。

第 XL 章 1996 年州高等裁判所(特別規定)法 No. 10 の改正

第 205 条 1996 年法律 No. 10 の改正

1996 年州高等裁判所(特別規定)法 No. 10 を次のとおり改正する。

- (1) 同法第 1 附則第 3 号を廃止し，次を代置する。

「2003 年知的財産法 No. 36 に基づき，憲法第 154P 条に基づいて設置された高等裁判所において取られるべき全ての手続」

- (2) 同法第 2 附則第 2 号を廃止する。

第 XLI 章 税関布告の改正

第 206 条 税関布告第 101 条(第 235 章)の改正

税関布告第 101 条(第 235 章)を，同条(e)の直後に次の新号を挿入することにより改正する。

「(ee) 偽造商標商品若しくは著作権侵害商品又は 2003 年知的財産法 No. 36 の規定に違反しているその他の商品の輸入及び輸出の禁止のため」

第 207 条 税関布告への新条の挿入

以下「布告」という税関布告の第 XIII 部を，同部第 125 条の直後に次の新条を挿入することにより改正する。

「第 125A 条 税関布告附則 B への禁止商品の挿入

(1) 偽造商標商品若しくは著作権侵害商品又は 2003 年知的財産法 No. 36(以下「法」という)の規定に違反しているその他の商品の輸入は禁止されるものとし，当該商品は，布告第 43 条に基づいて輸入が禁止されている商品に含めると共に，布告附則 B に禁止商品として含める。

(2) 本条(1)にいう商品の輸入は禁止されるものとし，当該商品は，布告第 44 条に言及されているものとして，輸出が禁止されている商品に含めると共に，布告附則 B に禁止商品として含める。

(3) 他の法律に別段の規定があつたとしても，(1)及び(2)にいう禁止商品は，商業経路の外で処分されなければならない，又は当該処分が本法に基づいて保護されている権利の所有者の

利益を損なう場合は、廃棄されなければならない。

(4) 「偽造商標商品」とは、包装を含めた商品であつて、許可を得ることなく、当該商品に関して有効に登録されているある商標と同一の、又は本質的な要素において当該ある商標と識別することができない、また、そのことにより本法によって認められている商標の所有者の権利を侵害する商標が付されているものをいう。

(5) 「著作権侵害商品」とは、生産国において著作権所有者又は著作権所有者により適正に授権されている者の同意を得ることなく作られた商品であつて、その複製品の作成が本法により著作権又は著作隣接権の侵害とされた筈である場合の物品から直接又は間接に作られたものをいう。

第 125B 条 税関当局による一定の商品についての保留

(1) 偽造商標商品若しくは著作権侵害商品又は本法に基づく権利所有者の権利に違反するその他の商品の輸入が行われていると信じる正当な理由を有する権利所有者は、税関長官に対し、当該商品の自由な流通への引渡を保留するよう要求する申請を書面で行うことができる。

(2) (1)に基づく申請を行う権利所有者は、本法に基づく権利所有者の権利の侵害についての訴訟事実が一応存在することを税関長官に納得させる適切な証拠を提出し、かつ、税関職員が当該商品を容易に認識できる程度に詳細な商品の説明を提供しなければならない。

(3) (a) 税関長官は、被告を保護し、かつ、濫用を防止する上で十分な保証金又はそれと同等の保証を提供するよう申請人に要求する権限を有する。

(b) (1)に基づいて行われた申請に従い税関長官が商品の自由な流通への引渡を保留した場合は、税関長官は、直ちに、輸入者及び申請人が当該保留について速やかに通知を受けるようにする。

(4) 税関長官が、(3)に規定する保留について申請人が通知されてから 10 就業日以内に、(3)に基づいて保留された商品の引渡に関する訴訟手続の提起について何らの通知も受領しなかった場合は、税関長官は、輸入又は輸出に係る他の全ての条件が遵守されていることを条件として、当該商品の引渡をさせるものとする。

(5) (1)に基づいて行われた申請に従い税関長官が商品の自由な流通への引渡を保留し、かつ、(4)にいう期間が裁判所による暫定的救済措置の付与なしに満了した場合は、輸入に係る他の全ての条件が遵守されていることを条件として、当該商品の所有者、輸入者又は荷受人は、当該商品の引渡をさせる権原を有する。

(6) 本条前各項の如何なる規定にも拘らず、裁判所の命令に従って商品引渡の保留が行われるか又は継続された場合は、2003 年知的財産法 No. 36 第 170 条(4)の規定が適用される。

(7) 裁判所は、申請人に対し、商品の不法な留置又は本条の前各規定に従って引き渡された商品の留置により商品の輸入者、荷受人及び所有者が被った損害についてこれらの者に適正な補償金を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 秘密の情報の保護を損なうことなく、裁判所は、自己の主張を証明するために税関当局が留置した商品を検査させる十分な機会を権利所有者に与える権限を有する。更に裁判所は、当該商品を検査させる同等の機会を輸入者に与える権限を有する。

(9) 権利所有者及び被告が取り得る他の行動の権利を害することなく、裁判所は、2003 年知的財産法 No. 36 第 170 条に定める原則に基づく侵害商品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。偽造商標商品に関し、裁判所は、例外的な事情がある場合を除いては、侵害商品の非関

係国における再輸出を認めてはならず、また、侵害商品を異なる税関手続の下に置いてもならない。

(10) 第 125A 条及び第 125B 条の規定は、旅行者の個人的手荷物に含めた非商業的な性質の少量の商品又は小さな託送品として送られる少量の商品には適用されない。

(11) 本条において、「偽造商標商品」及び「著作権侵害商品」の表現は、第 125A 条においてこれらの表現に与えられたのと同じ意味を有する。」

第 XLII 章 廃止及び留保規定

第 208 条 廃止及び留保規定

(1) 1979 年知的財産法 No. 52(以下「1979 年法」という)をここに廃止する。

(2) 1979 年法の廃止に拘らず、同法に基づいて設置されたスリランカ国家知的所有権庁及び同法に基づいて任命された職員は、引き続き存在するものとし、かつ、それぞれ本法に基づいて設置され、任命されたものとみなされる。

(3) 1979 年法の廃止に拘らず、同法に基づいて制定され、かつ、本法の施行日において効力を有する全ての規則は、本法の規定と矛盾しない限りにおいて本法に基づいて制定されたものとみなし、また、当該規定は、本法に基づいて制定された規則によって改正し、取り消し、又は変更することができる。

(4) 1979 年法の廃止に拘らず、次のとおりとする。

(a) 1979 年法の規定に基づいて長官になされた意匠、特許又は標章についての全ての登録出願であって、本法の施行日の直前の日に係属中であるものは、本法のそれぞれ第 III 部、第 IV 部又は第 V 部に基づいて長官になされた出願であるものとみなし、本法の規定に従って処理する。

(b) 第 II 部に定める権利であって、廃止された 1979 年法の施行日に認められていたものは、処罰を科する目的以外の全ての目的で、引き続き本法において認められているものとして有効である。ただし、従前に付与されている保護の期間が、1979 年法の下で、又はスリランカが締約国である国際条約に基づいて保護されるべき当該著作物、実演、録音又は放送の原産国の法律の下で満了していないことを条件とする。

(c) 著作権、意匠、特許、標章及び不正競争に関する訴訟、手続その他の事項であって、本法施行日の直前の日において係属中のものは全て、本法の規定に基づいて提起されているものとみなされ、本法の規定に基づいて存続し、処理される。

(d) 第 III 部、第 IV 部、第 V 部又は第 VI 部の如何なる規定も、1979 年法に基づいてなされた命令若しくは要求、交付された手数料表若しくは証明書、なされた通知、決定、判断、指示若しくは承認、なされた申請(出願)又はなされた事柄に影響を及ぼすことはなく、また、全ての当該命令、要求、手数料表、証明書、通知、決定、判断、指示、承認、申請(出願)又は事柄は、本法施行日の直前の日において効力を有していることを条件として、本法の規定に基づいてなされたものとみなされ、引き続き効力を有し、かつ、本法に基づいてこれらをなし又は交付することができた限りにおいて、本法の対応する規定に基づいてなされ又は交付されたものとしての効力を有する。

(e) 本法施行日の直前の日において存在する全ての契約、賃貸借及び合意は、全ての目的で、本法の規定に基づいて庁により、庁を相手方として、又は庁のためになされた又は締結され

た契約，賃貸借又は合意であるものとみなされる。

(f) 本法施行日の直前の日において存在する庁の全ての利害関係，権利，義務，債務及び負債は，本法の規定に基づく庁の利害関係，権利，義務，債務及び負債であるものとみなされる。

第 209 条 意匠についての留保規定

本法施行日の直前の日に存在していた意匠登録簿又は従前の法律に基づいて備えられ，前記の意匠登録簿に編入され，その一部であると宣言された意匠登録簿に登録されていた意匠の原登録の有効性は，本法第 III 部に基づいて登録されたものとみなされる。ただし，これらの全ての意匠は，原登録日を維持するものとする。

第 210 条 特許についての留保規定

本法施行日の直前の日に存在していた特許登録簿又は従前の法律に基づいて備えられ，前記の特許登録簿に編入され，その一部であると宣言された特許登録簿に登録されていた特許の原登録の有効性は，本法第 IV 部に基づいて登録されたものとみなされる。ただし，これらの全ての特許は，原登録日を維持するものとする。

第 211 条 標章についての留保規定

(a) 本法施行日の直前の日に存在していた標章登録簿又は従前の法律に基づいて備えられ，前記の標章登録簿に編入され，その一部であると宣言された標章登録簿に登録されていた標章の原登録の有効性は，本法第 V 部に基づいて登録されたものとみなされる。ただし，これらの全ての標章は，原登録日を維持するものとする。

(b) 1979 年法施行日の直後の日に登録簿に登録されており，また，その当時，同法に基づいて登録を受けることができた標章は，その登録日に効力を有していた法律の下では登録を受けることができないものであったという理由によっては，登録簿から抹消されない。

(c) 本法施行日の直前の日に登録簿に登録されており，かつ，第 V 部に基づいて登録を受けることができる標章は，その登録日に効力を有していた法律の下では登録を受けることができないものであったという理由によっては，登録簿から抹消されない。

(d) 第 V 部の如何なる規定も，

(i) 本法施行日の直前に登録簿において有効であった標章の原登録を無効にするものではなく，又は

(ii) 何人に対しても，本法施行日前になされた行為又は事柄に関する責任であって，当該行為又は事柄がなされた時に効力を有していた法律の下では負担義務がなかったものを課するものではない。

第 XLIII 章 解釈

第 212 条 解釈

本法において，文脈上他を意味する場合を除いて，

「スリランカ中央銀行」とは，通貨法(第 422 章)に基づいて設立されたスリランカ中央銀行をいう。

「条約国」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約に加入しているか若しくは同条約を批准している国、又は今後加入若しくは批准する国、並びに世界貿易機関の全加盟国又は今後世界貿易機関の加盟国になる国をいい、かつ、スリランカを相手国として、スリランカとの間に、意匠、特許及び標章並びに本法に規定するその他の事項、並びにこれらの登録に関して相互主義的権利及び義務を創設する条約、協定若しくは取決めを締結している国又は今後締結する国を含む。

「条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約、世界貿易機関又はスリランカが締約国であるその他の国際的若しくは地域的な条約、協定若しくは取決めであって、意匠、特許、標章及び本法に規定するその他の事項並びにこれらの登録に関して締約国とスリランカとの間に相互主義的権利及び義務を創設するものをいう。

「裁判所」とは、1996年州高等裁判所(特別規定)法 No. 10 第2条に基づき、官報において公布された命令により民事管轄権を付与されている州のために、憲法第154P条に基づいて設置された高等裁判所をいい、当該民事管轄権は、訴訟の被告当事者が当該高等裁判所が設置されている州に居住しているか又は訴訟の原因が当該州において生じたか又は執行を求められている契約が当該州において締結された場合について付与される。ただし、当該高等裁判所が設置されていない州の場合、又は高等裁判所に民事管轄権が付与されていない場合は、西部州のために設置された高等裁判所をいう。

「遺伝子組換え物」とは、通常、自然環境では種が達成できない特徴であって、その遺伝子構成への直接的な人の介入によって付加されたものを表現する有機体をいう。

第213条 不一致がある場合におけるシンハラ語版の優先

本法のシンハラ語版とタミール語版との間に不一致がある場合は、シンハラ語版が優先する。